

平成28年度

人事委員会年次報告書

島根県人事委員会

目 次

I	人事委員会	1
1	委員会の権限	1
2	委員会の構成	2
3	委員会の開催状況	2
II	人事委員会事務局	8
1	組織及び職員の配置	8
(1)	組 織	8
(2)	職員の配置	8
2	事務分掌	9
3	公平委員会事務の受託団体	10
III	任用業務	11
1	競争試験	11
(1)	採用試験	11
	ア 試験実施概要	12
	イ 試験実施結果	17
2	選 考	23
(1)	採用選考	23
	ア 適用根拠規定状況	23
	イ 職種別状況	24
	ウ 公開選考試験実施結果	25
IV	給与業務	28
1	職員の給与等に関する報告及び勧告	28
(1)	報 告	28
	ア 職員給与等に関する報告	28
	イ 人事管理に関する報告	35
	ウ 勧告実施の要請	38
(2)	勧 告	39
	ア 職員の給与に関する条例、県立学校の教職員の給与に関する条例及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例の改正	39
	イ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の改正	40
	ウ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の改正	40
	エ 改定の実施時期等	40
2	給与の支払監理の実施状況	41
3	給与関係規則等の制定及び改正の状況	41

V 公平審査等業務	43
1 公平審査事案の処理	43
(1) 不利益処分に関する不服申立ての審査	43
ア 県 関 係	43
イ 受託団体関係	43
(2) 勤務条件に関する措置要求の審査	43
ア 県 関 係	43
イ 受託団体関係	43
(3) 苦情処理に関する事項	43
ア 県 関 係	43
イ 受託団体関係	43
(4) 公務災害補償に関する審査	43
2 職員団体等関係事務	44
(1) 職員団体の登録	44
ア 県 関 係	44
イ 受託団体関係	44
(2) 職員団体等の規約の認証	45
(3) 管理職員等の範囲の指定	46
ア 県 関 係	46
イ 受託団体関係	46
3 労働基準監督機関の職権行使	46
(1) 労働基準法別表第1による号別区分	46
(2) ボイラーや第一種圧力容器の検査	48
(3) 労働基準及び労働安全衛生実態調査（事業場調査）の実施状況	50
4 勤務条件等実態調査	50
5 勤務時間・休暇等関係規則の改正の状況	51

(参考)

1 歴代人事委員会委員と在任期間（平成29.5.1現在）	52
2 委員会の構成（平成29.5.1現在）	54
3 事務局職員名簿（平成29.4.1現在）	54

I 人事委員会

1 委員会の権限

(1) 行政的権限

- ア 人事行政に関する事項について調査し、人事記録の管理及び人事に関する統計報告を作成すること。
- イ 給与、勤務時間その他の勤務条件、厚生福利制度その他職員に関する制度について絶えず研究を行い、その成果を地方公共団体の長又は任命権者に提出すること。
- ウ 人事機関及び職員に関する条例の制定又は改廃に関し、地方公共団体の議会及び長に意見を申し出ること。
- エ 人事行政の運営に関し、任命権者に勧告すること。
- オ 給与、勤務時間その他の勤務条件に関し講すべき措置について地方公共団体の議会及び長に勧告すること。
- カ 職員の競争試験、選考等に関する事務を行うこと。
- キ 職員の給与が地方公務員法及びこれに基づく条例に適合して行われることを確保するため必要な範囲において、職員に対する給与の支払いを監理すること。
- ク 職員の研修及び人事評価に関すること。
- ケ 職員の苦情を処理すること。
- コ 職員の退職管理に関すること。
- サ 法律又は条例に基づき、その権限に属せしめられた事務（給料表に関する計画の立案及び提出、職員団体の登録に関する事務、非現業職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職權行使等）

(2) 準立法的権限

- 法律又は条例に基づき、その権限に属せしめられた事項に関し、人事委員会規則を制定すること。

(3) 準司法的権限

- ア 職員の給与、勤務時間その他勤務条件に関する措置の要求を審査判定し、これに必要な措置を執ること。
- イ 職員に対する不利益な処分についての審査請求に対する裁決又は決定をすること。
- ウ 学校医等に関わる公務災害補償に関する審査の請求を審査すること。

2 委員会の構成

職	氏名	任期	備考
委員長	中村寿夫	平 27.7.26～ 平 31.7.25	弁護士
委員長職務 代理者	猪野郁子	平 25.7.8～ 平 29.7.7	島根大学名誉教授 平成26年11月20日から委員長 職務代理者
委員	本間恵美子	平 26.10.11～ 平 30.10.10	(元)公益財団法人 しまね文化振興財団 八雲立つ風土記の丘所長

3 委員会の開催状況

回	年月日	議案
第1417回	28.4.26	<p>付議事項</p> <p>1. 平成28年度島根県職員採用大学卒業程度試験の実施について 2. 平成28年度島根県職員（獣医師）採用選考試験及び島根県職員（薬剤師）採用選考試験の実施について 3. 平成28年度島根県職員（学芸員）採用選考試験の実施について 4. 平成28年度島根県警察官（大学卒）採用試験の実施について</p> <p>報告事項</p> <p>1. 平成28年職種別民間給与実態調査の実施について</p>
第1418回	28.5.19	<p>付議事項</p> <p>1. 職員の任用に関する権限を委任する規則の改正について</p> <p>協議事項</p> <p>1. 経験者採用試験の試験内容の見直しについて 2. 学校現場における意見交換会について</p> <p>その他</p> <p>1. 平成28年度中国地方人事委員会協議会委員全員会議について 2. 6月議会の日程について</p>
第1419回	28.7.7	<p>付議事項</p> <p>1. 平成28年10月採用島根県警察官（大学卒）採用試験の合格者の決定について 2. 宿日直勤務の許可について 3. 初任給の基準の改正に伴う在職者調整について</p>

回	年月日	議案
		<p>協議事項</p> <p>1. 経験者採用試験の見直しについて その他</p> <p>1. 採用計画の変更について 2. 平成28年度島根県職員採用大学卒業程度試験の第2次試験面接員（案）について 3. 今後の委員会の開催予定について 4. 9月議会の日程について</p>
第1420回	28. 7.19	<p>付議事項</p> <p>1. 平成28年度島根県職員（獣医師）採用選考試験の合格者決定について 2. 平成28年度島根県職員（薬剤師）採用選考試験の合格者決定について 3. 平成28年度島根県職員（経験者）採用試験及び島根県職員（地区別）採用試験の実施について 4. 平成28年度島根県職員採用高校卒業程度試験及び島根県職員（資格免許職）採用試験の実施について 5. 平成28年度島根県警察官（高校卒業程度）採用試験の実施について 6. 平成28年度身体障がい者を対象とした島根県職員採用選考試験の実施について 7. 平成28年度島根県職員（船舶乗組員）、島根県職員（水産練習船乗組員）及び島根県職員（無線従事者）採用選考試験の実施について 8. 採用試験合否判定要領の改正について</p> <p>報告事項</p> <p>1. 平成28年度民間給与実態調査の実施状況について その他</p> <p>1. 学校現場における意見交換会について</p>
第1421回	28. 8.22	<p>付議事項</p> <p>1. 平成28年度島根県職員採用大学卒業程度試験の合格者決定について 2. 平成28年度島根県職員（学芸員）採用選考試験の合格者決定について</p> <p>協議事項</p> <p>1. 人事委員会勧告について</p>

回	年月日	議案
第1422回	28. 9.12	<p>付議事項</p> <p>1. 平成28年度島根県警察官（大学卒）採用試験の合格者決定について 2. 平成28年度島根県職員（U・Iターン型経験者）採用選考試験の実施について 3. 平成28年度島根県職員（職業訓練指導員）採用選考試験の実施について</p> <p>協議事項</p> <p>1. 人事委員会勧告について</p>
第1423回	28. 9.21	<p>協議事項</p> <p>1. 人事委員会勧告について</p>
第1424回	28. 9.30	<p>協議事項</p> <p>1. 人事委員会勧告について</p> <p>その他</p> <p>1. 今後の人事委員会の開催予定について 2. 11月議会の日程について</p>
第1425回	28. 10. 4	<p>付議事項</p> <p>1. 平成28年度島根県職員（船舶乗組員）、島根県職員（水産練習船乗組員）及び島根県職員（無線従事者）採用選考試験の合格者決定について 2. 平成28年度島根県職員（水産練習船乗組員）採用選考試験（第2回）の実施について 3. 職員の配偶者同行休業に関する規則の一部改正について 4. 人事委員会勧告について</p>
第1426回	28. 11. 15	<p>付議事項</p> <p>1. 平成28年度島根県職員採用高校卒業程度試験の合格者決定について 2. 平成28年度島根県職員（資格免許職）採用試験の合格者決定について 3. 平成28年度島根県警察官（高校卒業程度）採用試験の合格者決定について 4. 平成28年度身体障がい者を対象とした島根県職員採用選考試験の合格者決定について 5. 平成28年度島根県職員採用大学卒業程度試験（第2回）の実施について</p>

回	年月日	議案
		<p>6. 平成28年度島根県職員（U・Iターン型経験者）採用選考試験（第2回）の実施について</p> <p>7. 平成28年度島根県職員（学芸員）採用選考試験（第2回）の実施について</p> <p>8. 条例案に対する意見について</p> <p>報告事項</p> <p>1. 平成28年職員の給与に関する報告及び勧告に係る勧告文の訂正について</p> <p>その他</p> <p>1. 一般任期付職員の採用選考試験の実施について</p> <p>2. 今後の人事委員会の日程について</p>
第1427回	28. 12. 2	<p>付議事項</p> <p>1. 平成28年度島根県職員（経験者）採用試験の合格者決定について</p> <p>2. 平成28年度島根県職員（地区別）採用試験の合格者決定について</p> <p>3. 平成28年度島根県職員（U・Iターン型経験者）採用選考試験の合格者決定について</p> <p>4. 平成28年度島根県職員（職業訓練指導員）採用選考試験の合格者決定について</p> <p>5. 条例案に対する意見について</p> <p>協議事項</p> <p>1. 人事委員会規則（給与関係）の一部改正について</p> <p>2. 教育委員会規則の改正について</p> <p>その他</p> <p>1. 職員採用試験受験案内への合理的配慮の提供に係る記載について</p>
第1428回	28. 12. 22	<p>付議事項</p> <p>1. 平成28年度島根県職員（船舶乗組員）及び島根県職員（水産練習船乗組員）採用選考試験（第2回）の合格者決定について</p> <p>2. 平成28年度島根県職員（獣医師）採用個別選考試験（第1回及び第2回）の合格者決定について</p> <p>3. 平成28年度島根県職員（薬剤師）採用選考試験の合格者決定について</p> <p>4. 人事委員会規則（任用関係）の一部改正について</p> <p>5. 人事委員会規則（給与関係）の一部改正について</p> <p>6. 教育委員会規則（給与関係）の改正について</p>

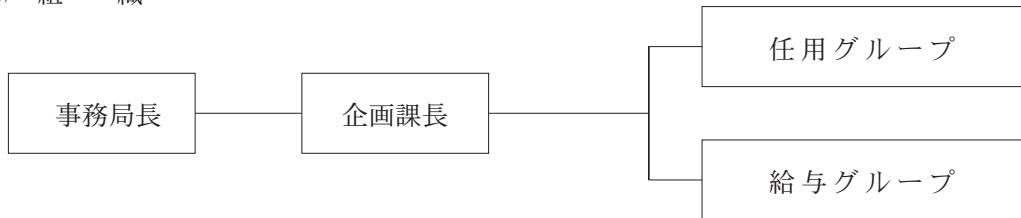
回	年月日	議案
		<p>協議事項</p> <p>1. 保健師採用試験の見直しについて</p> <p>報告事項</p> <p>1. 専決処分事項の報告について (解雇予告除外認定)</p> <p>2. 専決処分事項の報告について (人事委員会規則（給与関係）の一部改正)</p> <p>3. 専決処分事項の報告について (教育委員会規則（給与関係）の改正)</p> <p>その他</p> <p>1. 平成28年度職員採用ガイドの実施について</p> <p>2. 学校現場における意見交換会について</p> <p>3. 2月議会の日程について</p> <p>4. 平成29年度中国地方人事委員会協議会委員全員会議の日程調整について</p>
第1429回	29. 1. 26	<p>付議事項</p> <p>1. 平成28年度島根県職員採用大学卒業程度試験（第2回）の合格者決定について</p> <p>2. 平成28年度島根県職員（U・Iターン型経験者）採用選考試験（第2回）の合格者決定について</p> <p>3. 平成28年度島根県職員（学芸員）採用選考試験（第2回）の合格者決定について</p> <p>4. 有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定申請について</p> <p>5. 人事委員会規則（給与関係）の一部改正について</p> <p>その他</p> <p>1. 今後の人事委員会の日程について</p> <p>2. 2月議会の日程について</p>
第1430回	29. 2. 14	<p>付議事項</p> <p>1. 条例案に対する意見について</p> <p>2. 島根県人事委員会事務局の組織及び処務に関する規則の一部改正について</p> <p>3. 職員の給与の支給に関する規則の一部改正について</p> <p>4. 級別職務分類に関する細則の一部改正について</p> <p>5. 職員の採用選考について</p> <p>協議事項</p> <p>1. 平成29年度職員採用試験の実施予定について</p> <p>2. 警察官採用試験における身体基準の見直しについて</p>

回	年月日	議案
		<p>3. 特地勤務手当改正の方向性について 報告事項</p> <p>1. 平成28年度労働基準及び労働安全衛生実態調査（事業場調査）について</p> <p>2. 36協定について</p> <p>その他</p> <p>1. 2月定例議会の出席者について</p>
第1431回	29. 3. 1	<p>付議事項</p> <p>1. 平成29年度島根県警察官（大学卒）採用試験の実施について</p> <p>2. 宿日直勤務の許可について</p> <p>協議事項</p> <p>1. 水産練習船「神海丸」乗組員の処遇改善要請への対応について</p> <p>その他</p> <p>1. 今後の人事委員会等の開催予定について</p>
第1432回	29. 3. 14	<p>付議事項</p> <p>1. 人事委員会事務局職員の人事異動について</p> <p>2. 人事委員会規則（服務関係）の一部改正について</p> <p>3. 教育委員会規則の一部改正について</p> <p>4. 採用試験合否判定要領の改正について</p> <p>5. 行政組織の改正等に伴う職務の給及び管理職手当の決定について</p> <p>協議事項</p> <p>1. 人事委員会規則（給与関係）の一部改正について</p> <p>2. 扶養手当について</p> <p>その他</p> <p>1. 5月議会及び6月議会の出席者について</p>
第1433回	29. 3. 24	<p>付議事項</p> <p>1. 職員の採用選考について</p> <p>2. 有機溶剤中毒予防規則一部適用除外認定について</p> <p>3. 人事委員会規則（給与関係）の一部改正について</p> <p>4. 教育委員会規則（給与関係）の一部改正について</p> <p>報告事項</p> <p>1. 人事委員会規則（給与関係）の一部改正について</p> <p>その他</p> <p>1. 今後の人事委員会及び島根県議会の日程について</p>

II 人事委員会事務局

1 組織及び職員の配置

(1) 組織



(2) 職員の配置

(単位：人)

区分	職名						計
	局長	課長	グループリーダー	企画員	主任	主事	
事務局長	1						1
企画課長		1					1
任用グループ			1	2	1		4
給与グループ			1	2	1		4
計	1	1	2	4	2		10

2 事務分掌

企画課

(任用グループ)

1. 人事委員会の議事に関すること。
2. 任用制度に関すること。
3. 採用試験に関すること。
4. 選考に関すること。
5. 勤務時間その他の勤務条件の制度に関すること。
6. 勤務条件に関する措置の要求の審査に関すること。
7. 不利益処分についての審査請求の審査に関すること。
8. 職員からの苦情相談に関すること。
9. 労働基準監督機関の職権の行使に関すること。
10. 労働基準監督機関の職権の行使に関すること。
11. 退職管理に関すること。
12. 分限、懲戒及び処分に関すること。
13. 事務局職員の人事及び服務並びに福利厚生に関すること。
14. 文書管理及び公印の管守に関すること。
15. 予算、経理その他庶務事務に関すること。

(給与グループ)

1. 紹与制度に関すること。
2. 職員給与及び民間給与の実態調査に関すること。
3. 紹与の支払監理に関すること。
4. 管理職員等の範囲、職員団体の登録に関すること。

3 公平委員会事務の受託団体

平成28年度末で公平委員会の事務を受託している団体は、次のとおりである。

○ 町 村

町 村 名	職 員 数	受託年月日	町 村 名	職 員 数	受託年月日
奥出雲町	254	H17. 3. 31	吉賀町	98	H17. 10. 1
飯南町	145	H17. 1. 1	隱岐の島町	265	H16. 10. 1
川本町	58	S41. 4. 1	海士町	76	S41. 4. 1
美郷町	99	H16. 10. 1	西ノ島町	73	S41. 4. 1
邑南町	207	H16. 10. 1	知夫村	39	S41. 4. 1
津和野町	143	H17. 9. 25	計	1,457	

○ 一部事務組合等

一部事務組合等名	事務所の所在地	職 員 数	受託年月日
鹿足郡養護老人ホーム組合	吉賀町六日市263	13	S47. 4. 1
鹿足郡事務組合	津和野町滝元668	9	S47.11. 1
島前町村組合	西ノ島町美田2071-1	59	S52. 4. 1
雲南市・飯南町事務組合	雲南市掛合町掛合1261-3	32	S59. 4. 1
鹿足郡不燃物処理組合	吉賀町六日市幸地1319	2	S60. 7. 1
島根県市町村総合事務組合	松江市殿町8-3 市町村振興センター内	7	H5. 4. 1
邑智郡公立病院組合	邑南町中野3848-2 公立邑智病院内	107	H5. 8. 1
邑智郡総合事務組合	川本町大字川本332-15	25	H6. 8. 1
雲南広域連合	雲南市木次町里方1100-6	111	H11.10. 1
隱岐広域連合	隱岐の島町都万2016	237	H11.10. 1
島根県後期高齢者医療広域連合	松江市殿町8-3 市町村振興センター内	21	H19. 4. 1
計		623	

※職員数は、平成28年地方公務員給与実態調査による。

III 任用業務

1 競争試験

(1) 採用試験

県職員採用試験については、昭和56年度まで実施していた級別（上級、中級、初級職）試験制度を改め、昭和57年度からは、程度別（大学卒業程度、高校卒業程度）試験を採用して現在に至る。また、選考職種であった資格又は免許を必要とする職についても逐次競争試験に切り替え、昭和59年度から資格免許職試験として実施している。

平成4年度からは、民間企業等で培われた経験を県行政の展開の中で有効に生かせる人材を求める「経験者試験」を実施するほか、平成6年度からは、石見、隠岐地区における人材の確保、住民サービスの向上及び定住の促進を図るために「地区別試験」を実施してきた。

一方、受験者確保のため、県外試験場の設置（東京：平成3年度～・大阪：平成4年度～）や、募集活動、受験申込みへのインターネットの活用など情報化に対応した取り組みも行なってきている。

平成19年度からは、警察本部機動隊への配属を前提とした警察官（武道）採用試験を新たに実施し、平成20年度からは、看護師、臨床検査技師等一部の職についての採用の選考権限を病院局へ委任した。

平成22年度からは、大学卒業程度試験の「行政」区分については、1次試験科目に「個別面接」を追加し、人物評価を重視した採用をより一層推し進めた。

平成25年度からは、大学卒業程度試験の「行政」及び「警察事務」区分について、多様な人材が受験しやすくするため専門試験の解答数を40題から20題に減らし、試験時間を120分から90分に短縮した。専門試験の配点を減らすとともに、「行政」区分については第2次試験で討論型個別面接を導入し、集団討論を廃止した。

平成28年度は、受験年齢の見直しを行い、大学卒業程度試験「行政」区分の受験年齢上限を32歳から29歳に引き下げ、経験者採用試験「行政」区分の対象年齢を「25歳～35歳」から「30歳～37歳」に変更したほか、地区別採用試験でも変更を行った。また、経験者採用試験について、幅広い経験を持った多様な人材を確保するため、自己アピール論文試験及び自己PR型個別面接試験を導入した。

本年度の実施状況については、大学卒業程度試験では15区分で実施し、採用予定数は112人と前年の92人を上回ったが、受験者数は前年を大きく下回った。高校卒業程度試験では8区分で実施し、採用予定者数は31人と前年と同程度であったが、受験者数は前年をやや下回った。

その他の競争試験としては、資格免許職試験（6区分）と警察官採用試験を実施した。警察官採用試験では、特技加点の項目について、従来の英語、柔道、剣道に情報処理を新たに加えて実施した。

ア 試験実施概要

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
大学卒業程度試験	行政・化学 ・心理・児童福祉・食品衛生・農業・畜産・林業・水産 ・総合土木 ・建築・電気・埋蔵文化財保護・警察事務・少年補導	[行政] 昭和62年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者若しくは平成7年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は平成29年3月31日までに卒業見込みの者 [行政を除く試験区分] 昭和59年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者若しくは平成7年4月2日以降に生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者又は平成29年3月31日までに卒業見込みの者	5月9日から5月27日まで	6月26日	7月28日から8月2日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分 五肢択一式 55問から20問 自由選択90分 (行政・警察事務) 択一式及び記述式 (埋蔵文化財保護) 個別面接 (行政のみ)	人物試験 個別面接 討論型個別面接 (行政のみ) 論文試験 適性検査 筆記実技 (建築のみ)
	総合土木・建築		11月28日から12月20日まで	1月7日から1月8日まで		教養試験 五肢択一式 40問120分 専門試験 五肢択一式 37問150分 (総合土木) 30問120分 (建築) 人物試験 個別面接 論文試験 適性検査 筆記実技 (建築のみ)	

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
高校卒業程度試験	一般事務・総合土木・学校事務A,B(出雲)・学校事務A,B(石見)・学校事務A(隠岐)・警察事務	[学校事務A] 昭和62年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者 [学校事務Aを除く試験区分] 平成7年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者	7月25日から8月26日まで	9月25日	10月23日から10月25日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 専門試験 五肢択一式 40問120分 (総合土木のみ)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
資格免許職試験	臨床検査技師	昭和63年4月2日以降に生まれた者で、臨床検査技師の免許を有する者(取得見込み含む)	7月25日から8月26日まで	9月25日	10月23日から10月25日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
	精神保健福祉士	昭和62年4月2日以降に生まれた者で、精神保健福祉士の免許を有する者(取得見込み含む)	同上	同上	同上	同上	同上
	診療放射線技師	昭和63年4月2日以降に生まれた者で、診療放射線技師の免許を有する者(取得見込み含む)	同上	同上	同上	同上	同上
	歯科衛生士	平成元年4月2日以降に生まれた者で、歯科衛生士の免許を有する者(取得見込み含む)	同上	同上	同上	同上	同上

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
資格免許職試験	栄養士	平成元年4月2日以降に生まれた者で、栄養士の免許を有する者(取得見込み含む)	7月25日から8月26日まで	9月25日	10月23日から10月25日まで	教養試験 五肢択一式 50問150分 専門試験 五肢択一式 40問120分	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査
	保健師	昭和62年4月2日以降に生まれた者で、保健師の免許を有する者(取得見込み含む)	同上	同上	同上	同上	同上
経験者採用試験	行政	昭和54年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた者	8月8日から9月16日まで	10月16日	11月19日から11月20日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 自己アピール 論文試験 自己P R型面接試験	人物試験 個別面接 適性検査
	電気	昭和54年4月2日から昭和59年4月1日までに生まれた者	同上	同上	11月20日	教養試験 五肢択一式 50問120分 専門試験 五肢択一式 30問120分 自己アピール 論文試験	人物試験 個別面接 適性検査
地区別採用試験	一般事務 (石見地区) ・ 一般事務 (隠岐地区)	昭和56年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者	8月8日から9月16日まで	10月16日	11月19日から11月20日まで	教養試験 五肢択一式 50問120分 作文試験	人物試験 個別面接 適性検査

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
警察官(10月採用・大学卒)試験	男性・女性	昭和57年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者(9月30日までの卒業見込者含む) 又は 平成6年4月2日以降に生まれた者で大学を卒業した者(9月30日までの卒業見込者含む)	3月17日から4月18日まで	5月8日	6月12日から6月13日まで	教養試験 五肢扱一式 50問150分 身体・体力検査 特技加点	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査
警察官(大学卒)試験	男性・女性・武道	[男性・女性] 昭和58年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた者で、学校教育法による大学を卒業した者(卒業見込者含む) 又は 平成7年4月2日以降に生まれた者で、大学を卒業した者(卒業見込者含む) [武道] 次のアまたはイに該当し、かつ次のウに該当する者 ア 平成2年4月2日から平成7年4月1日までに生まれた男性で、学校教育法による大学を卒業した者(卒業見込者含む) イ 平成7年4月2日以降に生まれた男性で、大学を卒業した者(卒業見込者含む) ウ 柔道又は剣道の段位3段以上の者	5月16日から6月15日まで	7月10日	8月20日から8月24日まで	教養試験 五肢扱一式 50問150分 身体・体力検査 (武道は身体検査のみ) 特技加点 (武道を除く)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験 (武道のみ)

試験の種類	試験区分	受験資格	試験日程			試験内容	
			受付期間	第1次試験	第2次試験	第1次試験	第2次試験
警察官 (高校卒業程度) 試験	男性・女性 ・武道	[男性・女性] 昭和58年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた者(ただし、学校教育法による大学を卒業した者及び卒業見込みの者を除く) [武道] 次のア及びイのいずれにも該当する者 ア 平成2年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた男性(ただし、学校教育法による大学を卒業した者及び卒業見込みの者を除く) イ 柔道又は剣道の段位3段以上の者(柔道は、平成29年3月31日までに高校卒業見込みの者に限り、段位2段以上)	7月25日 から 8月26日 まで	9月18日	10月29日 から 10月31日 まで	教養試験 五肢挙一式 50問120分 身体・体力検査 (武道は身体検査のみ) 特技加点 (武道を除く)	人物試験 個別面接 作文試験 適性検査 身体検査 専門実技試験 (武道のみ)

イ 試験実施結果

試験種類	試験区分	採用予定員	性別	受験申込者数(A)			受験者数(B)			受験率(B)/(A)			第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数			最終合格者数(D)			最終合格率(B)/(D)			採用者数										
				大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	大学卒	短大卒								
行 化	政	37	男女	148	111	1	1	113	76.4%	56	56	55	19	19	16.8%	5.9	18	26	40.6%	2.5	23	45	25.4%	3.9	41	129.5	現在								
	理	2	男女	76	61	1	2	64	84.2%	38	38	38	26	26	40.6%	2.5	23	172	1	1	94	93	45	45	25.4%	3.9	41	129.5	現在						
心 兒	学	3	男女	18	15			15	83.3%	8	8	6	3	3	20.0%	5.0	3	17	73.9%	8	0	6	3	3	20.0%	5.0	3	129.5	現在						
	福	3	男女	5	2			2	40.0%	17	73.9%	8	8	6	3	3	17.6%	5.7	3	12	75.0%	6	6	3	3	20.0%	5.7	3	129.5	現在					
大 學	品	2	男女	4	4			4	100.0%	2	2	2	2	2	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	衛	2	男女	12	8			8	66.7%	4	4	4	3	3	37.5%	2.7	3	16	12	75.0%	6	6	3	3	25.0%	4.0	3	12	75.0%	6					
農 畜	業	12	男女	6	6			6	100.0%	5	5	5	5	5	0.0%	0.0%	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			
	業	2	男女	3	3			3	100.0%	3	3	3	3	3	0.0%	0.0%	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3			
林 水	程	8	男女	2	2			2	100.0%	2	1	2	2	2	0.0%	0.0%	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
	度	1	男女	7	5			1	4	80.0%	2	1	3	2	1	37.5%	1.2	5	30	23	85.7%	4	1	5	1	83.3%	1.2	5	12	50.0%	2.0	12	50.0%	2.0	12
総 建	木	23	男女	23	18			1	19	82.6%	16	1	17	17	7	0.0%	0.0%	7	7	36.8%	2.7	7	5	5	100.0%	1.0	5	5	100.0%	1.0	5	5	100.0%	1.0	5
	築	6	男女	30	23			1	5	71.4%	5	1	5	5	5	0.0%	0.0%	1	1	22	22	22	12	12	50.0%	2.0	12	50.0%	2.0	12	50.0%	2.0	12		

試験種類	試験区分	採用予定員	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)				第1次試験合格者数(C)				第2次試験受験者数(D)				最終合格者数(D)				採用者数 B29.5.1現在					
					大学卒		短大卒		高校卒		その他		大学卒		短大卒		高校卒		その他							
					男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	2	11.8%						
電気	2	25	男	25	15	15	2	2	17	68.0%	7	7	7	7	2	2	2	2	2	11.8%	2					
				女	0	5	5	2	17	68.0%	7	7	7	7	2	2	2	2	2	11.8%	2					
埋蔵文化財保護	1	25	男	6	5	5	5	5	83.3%	1	3	3	1	1	1	1	1	1	1	20.0%	5.0					
				女	4	4	3	3	80.0%	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	0.0%	0.0%					
警察	8	26	男	20	1	1	1	21	80.8%	11	11	10	10	10	10	5	5	5	5	12.5%	8.0					
				女	17	17	17	1	18	69.2%	9	1	11	10	10	10	5	5	5	5	27.8%	3.6				
少青年補導	2	52	男	37	1	1	1	39	75.0%	20	1	21	20	20	20	8	8	8	8	20.5%	4.9					
				女	35	35	35	1	39	75.0%	20	1	21	20	20	20	8	8	8	8	20.5%	4.9				
総合土木(1月実施)	2	8	男	7	2	2	1	8	100.0%	2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	33.3%	3.0					
				女	3	3	3	1	100.0%	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	100.0%	1.0					
建築(1月実施)	2	11	男	4	4	4	4	4	100.0%	3	3	3	3	3	3	2	2	2	2	50.0%	2.0					
				女	3	3	3	2	2	66.7%	2	2	2	2	2	2	1	1	1	25.0%	4.0					
合計	116	488	男女計	249	1	1	7	258	77.5%	145	0	0	2	147	140	62	0	0	1	63	24.4%					
				男	117	1	0	122	78.7%	70	0	0	2	72	72	54	0	0	1	55	45.1%					
				女	366	2	1	380	77.9%	215	0	0	4	219	212	116	0	0	2	118	31.1%					
				計	333	249	1	1	7	258	77.5%	145	0	0	2	147	140	62	0	0	1	63				
				合計	116	488	男女計	155	117	1	0	1	0	1	0	2	72	72	54	0	0	1	55			
								21	11	1	1	1	1	1	1	4	219	212	116	0	0	2	118			

第1次試験：6月26日 第2次試験：7月28日～8月2日
建築、電気（1月実施） 1月7日～8日（第2次試験なし）

試験種類	試験区分	採用予定員	性別	受験申込者数(A)			受験者数(B)			受験率(B)/(A)			第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数			最終合格者数(D)			最終倍率(B)/(D)			採用者数			
				大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	(B9.5現在)
一般事務	8	男女	男	42	1	16	19	36	85.7%	1	8	11	20	18	1	5	3	9	25.0%	4.0	7							
			女	14	4	6	2	12	85.7%	4	1	5	4	1	1	1	1	1	8.3%	12.0	1							
総合土木	6	男女	男	12		8	2	10	83.3%	1	2	9	9		7	1	8	80.0%	1.3	6								
			女	7		1	4	5	71.4%	1	3	4	3		1	2	3	60.0%	1.7	2								
学校事務A (出雲地区)	8	男女	男	58	30	2	5	8	45	77.6%	11	2	2	15	12	4		4	8.9%	11.3	3							
			女	49	24	7	3	34	69.4%	8	5	13	12		8	3	11	73.3%	1.4	8								
学校事務A (石見地区)	1	男女	男	13	8	1	1	10	76.9%	2	1	1	4	1	2	2	23	20	9		5	14.7%	6.8	4				
			女	12	7	1	2	11	91.7%	2	1	1	4	1	6	6	1		9	11.4%	8.8	7						
学校事務A (隱岐地区)	1	男女	男	2	1	1	1	2	100.0%	1	1	1	2	1	2	2		0	0.0%	11.0	0							
			女	3	1	1	1	3	100.0%	1	1	1	2	1	2	2		1	1	33.3%	3.0	1						
学校事務B (出雲地区)	4	男女	男	16	1	4	10	15	93.8%	1	1	5	7	7	1	1	1	1	4.8%	21.0	1							
			女	16	4	6	5	15	93.8%	1	2	1	3	3	1	1	1	1	9.1%	11.0	1							
学校事務B (石見地区)	1	男女	男	5	1	1	2	1	100.0%	1	1	1	2	1	2	2	1	1	0.0%	20.0%	5.0	1						
			女	32	5	10	15	30	93.8%	1	3	6	10	10	1	1	1	1	4.8%	21.0	1							
学校事務B (隠岐地区)	4	男女	男	16	1	4	10	15	93.8%	1	1	5	7	7	1	1	1	1	13.3%	7.5	2							
			女	16	4	6	5	15	93.8%	1	2	1	3	3	1	1	1	1	13.3%	7.5	2							
警察察事務	2	男女	男	14	1	9	3	13	92.9%	1	3	2	6	5	1	1	1	2	15.4%	6.5	1							
			女	15	2	9	2	13	86.7%	2	3	1	6	6	2	2	2	4	30.8%	3.3	4							
合計	31	男女	男	162	39	5	46	136	84.0%	14	3	23	25	65	58	4	3	14	5	26	19.1%	5.2	19					
			女	118	31	19	26	94	79.7%	10	2	12	8	32	30	6	2	6	3	17	18.1%	5.5	15					
				280	70	24	72	64	230	82.1%	24	5	35	33	97	88	10	5	20	8	43	18.7%	5.3	34				

第1次試験：9月25日 第2次試験：10月23日～25日

試験種類	試験区分	採用予定員	受験申込者数(A)			受験者数(B)			受験率(B)/(A)			第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数			最終合格者数(D)			最終合格率(D)/(B)			最終倍率(B)/(D)			採用者数	
			大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	1	20.0%	5.0	1		
臨床検査技師	男女計	2	男女計	5	5		5	100.0%	3		3	1			3	1			1	20.0%	5.0	1						
精神保健福祉士	男女計	1	男女計	6	4	1	1	100.0%	1		1	1	1		3	1	1		1	20.0%	5.0	1						
診療放射線技師	男女計	3	男女計	9	1	1	1	33.3%	1		1	1	1		6	4	2		2	20.0%	5.0	2						
歯科衛生士	男女計	1	男女計	4	2	2	2	50.0%	2		2	2	2		2	2	2		2	100.0%	1.0	2						
栄養士	男女計	1	男女計	4	1	1	1	75.0%	1		1	1	1		4	4	3		1	33.3%	3.0	1						
保健師	男女計	11	男女計	17	9	8	17	100.0%	5		6	4	1		17	10	10		1	5.9%	17.0	1						
合 計	男女計	19	男女計	66	41	11	12	100.0%	10	0	10	10	3	0	10	10	3	0	0	3	25.0%	4.0	3					

第1次試験：9月25日 第2次試験：10月23日～10月25日

試験種類	試験区分	採用予定員	性別	受験申込者数(A)			受験者数(B)			第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数			最終合格者数(D)						
				大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒				
経験者	行政	男女	男	89	63	1	1	6	71	79.8%	19	1	20	18	10	10	14.1%	7.1	8			
		女	27	19	1	2	22	81.5%	3	3	2	2	2	2	2	2	9.1%	11.0	2			
	電気	男女	男	116	82	2	1	8	93	80.2%	22	1	23	21	12	12	12.9%	7.8	10			
		女	3	2	1	1	3	100.0%	2	2	2	2	2	2	2	2	66.7%	1.5	2			
合計		男女	男女	65	1	2	6	74	80.4%	21	0	1	22	20	12	0	0	12	16.2%	6.2		
		合計	男女	92	19	1	0	2	22	81.5%	3	0	0	3	2	0	0	2	9.1%	11.0		
		合計	男女	119	84	2	2	8	96	80.7%	24	0	0	1	25	23	14	0	0	14	14.6%	
		合計	男女	119	84	2	2	8	96	80.7%	24	0	0	1	25	23	14	0	0	14	14.6%	

第1次試験：10月16日 第2次試験：11月19日～20日

試験種類	試験区分	採用予定員	性別	受験申込者数(A)			受験者数(B)			第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数			最終合格者数(D)						
				大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒				
地	一般事務(石見地区)	男女	男	38	22	1	2	3	28	73.7%	7	1	8	6	1	1	3.6%	28.0				
		女	17	10	2	2	5	14	82.4%	3	1	4	4	2	2	14.3%	7.0	2				
区	一般事務(隱岐地区)	男女	55	32	3	2	5	42	76.4%	10	2	12	10	3	3	7.1%	14.0	2				
		女	11	5	1	2	8	72.7%	2	1	1	4	4	1	0	0.0%	3.0	1				
合計		男女	44	33	8	1	2	3	75.0%	3	1	3	3	1	1	33.3%	3.0	1				
		合計	男女	15	8	1	2	11	73.3%	5	1	1	7	7	1	1	9.1%	11.0	1			
		合計	男女	49	27	1	3	5	36	73.5%	9	0	1	2	12	10	1	2.8%	36.0	0		
		合計	男女	21	13	2	0	2	17	81.0%	6	0	1	7	7	3	0	3	17.6%	5.7	3	
		合計	男女	70	40	3	3	7	53	75.7%	15	0	1	3	19	17	4	0	0	4	7.5%	
		合計	男女	70	40	3	3	7	53	75.7%	15	0	1	3	19	17	4	0	0	4	7.5%	

第1次試験：10月16日 第2次試験：11月19日～20日

試験種類	試験区分	採用予定人員	性別	受験申込者数(A)			受験者数(B)			第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数			最終合格者数(D)			採用者数 (29.5現在)		
				大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	大学卒	短大卒	高校卒	その他	計	大学卒	短大卒	高校卒	その他
大 学 (10月採用)	卒	10	男	81	34			34	42.0%	26		26	22	11			11	32.4%	3.1	10	
	計	4	女	10	1			1	10.0%	1		1	1	0			0	0.0%	0	0	
大 学	卒	36	男	262	145			145	55.3%	127		127	93	46			46	31.7%	3.2	30	
	計	6	女	59	33			33	55.9%	18		18	11	6			6	18.2%	5.5	5	
警 察 官	卒	42	男	321	178			178	55.5%	145		145	104	52			52	29.2%	3.4	35	
	計	1	女	4	3			3	75.0%	2		2	2	1			1	33.3%	3.0	1	
大 学 (武 道)	卒	1	男	122	2	70	13	85	69.7%	1	39	8	48	44			15	17.6%	5.7	15	
	計	1	女	31	1	17	3	21	67.7%	1	9	3	13	13			5	23.8%	4.2	5	
高 校 卒 業 程 度	官	19	男	153	3	87	16	106	69.3%	2	48	11	61	57			20	18.9%	5.3	20	
	計	4	女	5		5		5	100.0%		5	5	5	5			1	1	20.0%	5.0	1
高 校 卒 業 程 度 (武 道)	官	1	男	5		5		5	100.0%		5	5	5	5			1	1	20.0%	5.0	1
	計	1	女	5		5		5	100.0%		5	5	5	5			1	1	20.0%	5.0	1
合	男	63	女	100	34	1	17	3	55	55.0%	19	1	9	3	32	25	6	0	74	27.2%	3.7
	計	14	計	574	216	3	92	16	327	57.0%	174	2	53	11	240	191	64	0	85	26.0%	3.8

大学卒 (10月採用) ……第1次試験：5月8日、第2次試験：6月12日～13日
 大学卒……………第1次試験：7月10日、第2次試験：8月20日～24日
 高校卒業程度……………第1次試験：9月18日、第2次試験：10月29日～31日

2 選 考

職員の採用選考及び昇任選考の状況は、(1)及び(2)のとおりである。

(1) 採用選考

ア 適用根拠規定状況

規 定		部 局	知事部局	病院局	教育委員会	警察本部	委員会等	計
職員の任用に関する規則	細則第7条第1号・2号 ・8号 (行政職3級以上・公安職4級以上)	人 13 (10)	人 —	人 —	人 17 (17)	人 2 (1)	人 32 (28)	人
	細則第7条第3号 (海事職)	2	—	3	—	—	—	5
	細則第7条第4号 (研究職の2級以上)	3	—	—	—	—	—	3
	細則第7条第5号～7号、 9～11号 (医療職)	15 (1)	58	—	—	—	—	73 (1)
	第14条第4号 (他の地方公共団体又は国のお在職者)	3 (3)	—	—	6 (6)	—	—	9 (9)
	第14条第5号 (かつて職員であった者)	—	—	—	—	—	—	—
	第14条第6号・9号 (競争試験を行うことが不適当な職)	5	1	—	—	—	—	6
地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第3条		8	—	—	—	—	—	8
地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律第3条		8	—	—	—	—	—	8
合 計		57 (14)	59	3	23 (23)	2 (1)	144 (38)	

(注) () 内は割愛採用で、内数である。

イ 職種別状況

職種		部局	知事部局	病院局	教育委員会	警察本部	委員会等	計
行政職	部・次長級	3				1		4
	課長級	4						4
	グループリーダー	1						1
	企画員	2						2
	主任・主任主事・主任技師・主事・技師級	12	1		2	1		16
	計	22	1		2	2		27
公安職	警視				2			2
	警部・警部補級				13			13
	巡查部長				6			6
	巡查							
	計				21			21
海事職		2		3				5
研究職	学芸員	2						2
	研究員	1						1
医療職(一)	医師	10	4					14
医療職(二)		4	7					11
医療職(三)			47					47
任期付職員		16						16
合計		57	59	3	23	2		144

公開選考試験実施結果(ア及びイの一部)

試験種類	試験区分	採用予定性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数(D)			最終合格者数(E)			備考	
				大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他		
選考	学芸員(日本美術史(近世以前))	男女計	6 13 19	5 8 13			5 8 13	83.3% 61.5% 68.4%	2 3 5			2 3 5	1 2 4	1 2 1	1 0 1	1 0 1	採用者数(E)5.3現在
薬剤師	医師	男女計	2 1 3	2 1 3			2 1 3	100.0% 100.0% 100.0%	1 3 5			2 3 4	1 2 4	1 3 1	1 0 1	1 0 1	6/26~27実施
船員(機関)	乗組員(機関)	男女計	0 2 3	0 1 2			2 1 3	66.7% 50.0% 66.7%				2 2	1 2	1 2	1 0 1	1 0 2	
水産練習船乗組員(機関)	乗組員(機関)	男女計	1 2 1	1 1 1			1 1 1	50.0% 50.0% 100.0%				1 1	1 1	1 1	1 0 1	1 0 1	6/26~27実施
無線従事者	従事者	男女計	1 3 3	1 1 1			2 1 2	100.0% 100.0% 100.0%				1 1	1 1	1 1	1 0 1	1 0 1	9/25実施
身体障がい者対象(一般事務)	対象(一般事務)	男女計	1 2 3	0 1 1			0 1 2	100.0% 100.0% 100.0%				0 1 1	0 1 1	0 1 1	0 0 1	0 0 1	9/25実施
身体障がい者対象(学校事務)	対象(学校事務)	男女計	1 1	1 1			1 1	100.0% 100.0%				1 1	1 1	1 1	1 0 1	1 0 1	10/16実施
身体障がい者対象(警察事務)	対象(警察事務)	男女計	0 1	0 1			0 1	100.0% 100.0%				0 1	0 1	0 1	0 0 1	0 0 1	10/16実施
U・1ターン型経験者(林業)	経験者(林業)	男女計	2 2	1 1			1 1	100.0% 100.0%				1 1	1 1	1 1	1 0 1	1 0 1	11/12実施

試験種類	試験区分	採用予定員人	性別	受験申込者数(A)	受験者数(B)			第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数(D)			最終合格者数(合計)	最終合格率率D/(B)	最終合格率率D/(D)	採用者数B/D	採用者数B/D	備考	
					大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他				
U・Iターン型経験者 (総合土木)	4	男	3	3	1			1	33.3%		1				1	100.0%	1.0	1	11/12実施	
U・Iターン型経験者 (建築)	1	男女計	1	1	1			1	100.0%		1				1	100.0%	1.0	1	11/12実施	
職業訓練指導員 (住環境・土木科)	1	男女計	3	1	2			3	100.0%		1				1	100.0%	1.0	1	11/12実施	
船舶乗組員 (第2回) (航海)	1	男女計	3	1	2			3	100.0%		1				1	33.3%	3.0	1	11/12実施	
水産練習船乗組員 (第2回) (航海)	2	男女計	3	3	1			1	100.0%		1				1	100.0%	1.0	1	12/10実施	
水産練習船乗組員 (第2回) (司厨)	1	男女計	1	1	1			1	100.0%		1				2	2	66.7%	1.5	2	
U・Iターン型経験者 (第2回) (総合土木)	1	男女計	3	2				2	66.7%		1				2	2	66.7%	1.5	2	12/10実施
U・Iターン型経験者 (第2回) (建築)	1	男女計	0	0				0			0				0	0.0%			12/10実施	
学生芸芸 (第2回) (工芸)	1	男女計	6	6	1			1	100.0%		1				1	50.0%	2.0	1	1/7実施	
合 計	39	男女計	59	33	13	13	1	48	81.4%	5	11	1	7	13	1	0	19	57.6%	1.7	18
															1	14.3%	7.0	1	1/7実施	
															0	0.0%	6.0	1		
															1	16.7%				
															2	13.3%	7.5	1		
															0	43.8%	2.3	19		

試験種類	試験区分	採用予定員人	受験申込者数(A)	受験者数(B)			第1次試験合格者数(C)			第2次試験受験者数(D)			最終合格者数(合計)	最終合格率D/(B)	最終合格率D/(A)	採用者数	試験日
				大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他	大学卒	短大卒	高校卒	その他		
看護師	(45)	男	13	8	5	13	100.0%	19	1	24	7	53.8%	1.9	7	H28. 8. 13		
		女	54	22	1	1	94.4%	24	1	26	44	86.3%	1.2	38	~		
助産師	(3)	男	4	4	4	100.0%	32	64	95.5%	24	51	79.7%	1.3	45	H28. 8. 14		
		女	4	4	4	100.0%											
薬剤師	(2)	男	3	2	2	66.7%				2						H28. 8. 13	
		女	3	2	2	66.7%											
作業療法士	(2)	男	2	2	2	100.0%				2						H28. 7. 9	
		女	5	3	1	100.0%											
臨床検査技師	(1)	男	1	1	1	100.0%				1	1	50.0%	2.0	1			
		女	8	7	1	100.0%					1	20.0%	5.0	1	H28. 9. 3		
臨床工学技士	(2)	男	4	2	1	100.0%				1	1	28.6%	3.5	2			
		女	1	1	1	100.0%					1	0.0%					
臨床心理士	(1)	男	6	6	6	100.0%				1	1	12.5%	8.0	1	H28. 9. 17		
		女	6	6	6	100.0%					1	11.1%	9.0	1			
合 計	(56)	男	23	12	2	0	8	22	95.7%	7	1	50.0%	2.0	11			
		女	78	43	3	1	28	75	96.2%	26	1	68.0%	1.5	44			
		計	101	55	5	1	36	97	96.0%	33	2	63.9%	1.6	55			

IV 給与業務

1 職員の給与等に関する報告及び勧告

本委員会は平成28年10月19日、県議会及び知事に対し、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等に関する報告を行い、併せて給与について勧告した。その概要は次のとおりである。

(1) 報告

ア 職員給与等に関する報告

(ア) 職員給与等の状況について

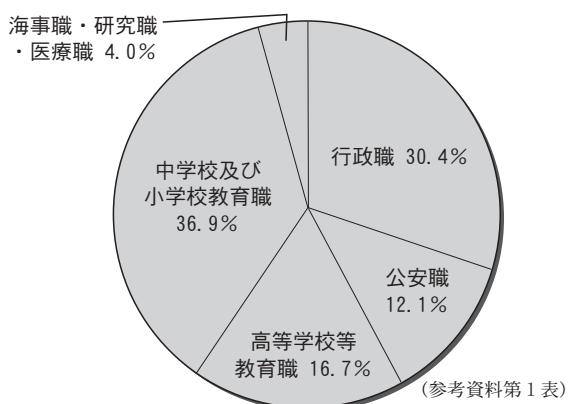
県職員の平成28年4月1日現在における給与等の実態は、次のとおりである。

給料表別職員数等

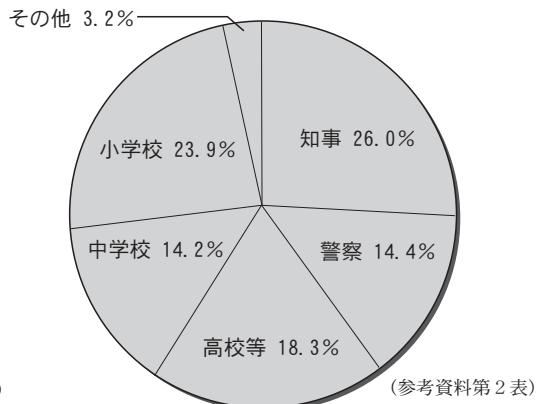
給料表	区分	職員数		平均年齢		平均経験年数	
		平成28年	平成27年	平成28年	平成27年	平成28年	平成27年
行政職	行 政 職	人 3,774 (30.4%)	人 3,796 (30.5%)	歳 44.0	歳 44.2	年 22.5	年 22.7
公安職	公 安 職	1,498 (12.1%)	1,489 (12.0%)	38.5	38.5	17.4	17.2
海事職	海 事 職	46 (0.4%)	43 (0.3%)	40.3	40.7	20.2	20.6
研究職	研 究 職	244 (2.0%)	246 (2.0%)	42.3	42.0	19.2	18.9
医療職(1)	医 療 職 (1)	40 (0.3%)	46 (0.4%)	46.2	44.1	20.3	18.2
医療職(2)	医 療 職 (2)	94 (0.8%)	98 (0.8%)	42.9	43.8	18.9	19.8
医療職(3)	医 療 職 (3)	74 (0.6%)	72 (0.6%)	40.8	40.2	18.6	18.0
高等学校等教育職	高等 学 校 等 教 育 職	2,069 (16.7%)	2,062 (16.6%)	44.7	44.5	22.0	21.8
中学校及び小学校教育職	中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職	4,579 (36.9%)	4,606 (37.0%)	46.2	46.5	23.4	23.7
合計	合 计	12,418 (100.0%)	12,458 (100.0%)	44.2	44.3	22.0	22.1

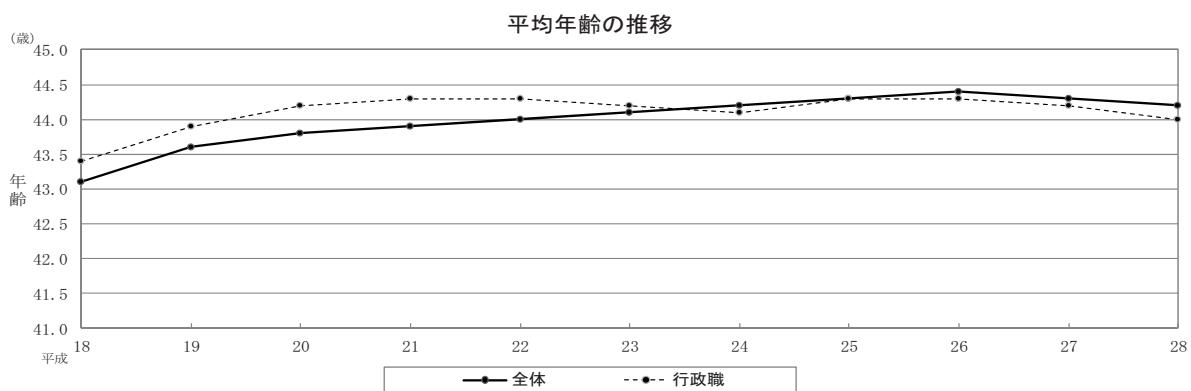
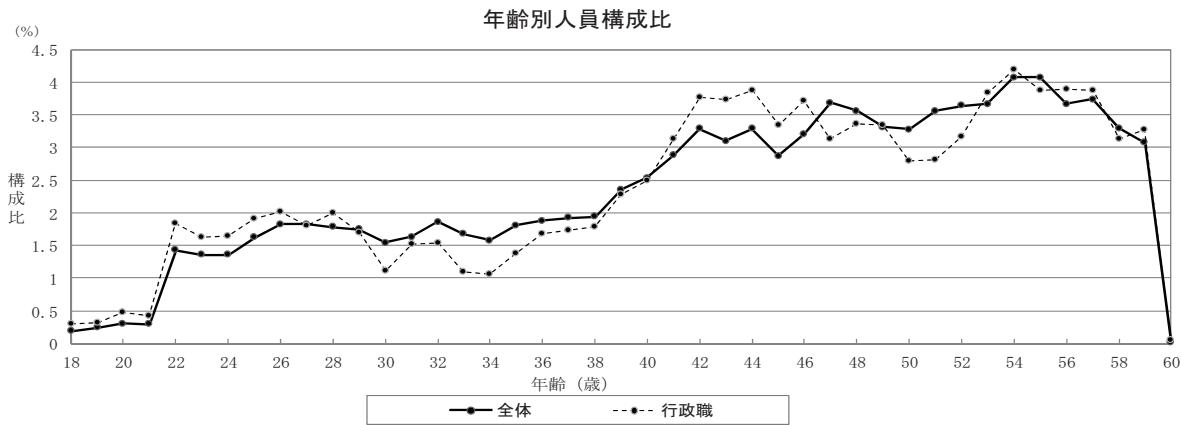
(注) 構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100にならない場合がある。

給料表別職員構成比



部局別職員構成比





職員の平均給与額の状況

区分 項目	全 職 員		行政職の職員	
	平成28年	平成27年	平成28年	平成27年
給 料	円 360,486	円 362,972	円 333,321	円 335,666
管 理 職 手 当	6,207	6,192	8,223	8,025
扶 養 手 当	9,866	10,156	10,483	10,921
地 域 手 当	486	469	623	557
住 居 手 当	4,065	3,919	3,038	2,802
特 地 勤 務 手 当	3,971	3,808	2,834	2,807
そ の 他	2,536	2,508	2,085	1,978
合 計	387,617	390,024	360,607	362,756

- (注) 1 給料には、給料の調整額及び教職調整額並びに経過措置額を含む。
 2 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当（準ずる手当を含む）及びべき地手当（準ずる手当を含む。）の合計額である。
 3 その他は、単身赴任手当等である。

(イ) 民間給与等の状況について

本年5月から6月にかけて、職員の給与等と比較検討するため、人事院と共同で、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所254のうちから層化無作為抽出法により抽出した139事業所を対象に「平成28年職種別民間給与実態調査」を実施し、うち133事業所の調査を完了した。

本年の調査完了率は、調査の重要性に対する民間事業所の理解を得て、95.7%と極め

て高いものとなっている。

この調査では、公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種3,921人及び医師等職種1,062人について、本年4月分として支払われた給与月額等を調査するとともに、各民間企業における給与改定の状況等についても調査を行った。

① 本年の給与改定等の状況

a 初任給の状況

新規学卒者の採用を行った事業所の割合は、大学卒で55.0%（昨年37.9%）、高校卒で43.8%（同33.8%）となっている。そのうち初任給を据え置いた事業所の割合は、大学卒で61.7%（同45.1%）、高校卒で61.3%（同44.4%）、初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で38.3%（同54.9%）、高校卒で38.7%（同55.6%）となっている。

b 給与改定の状況

一般の従業員（係員）の給与改定状況をみると、ベースアップを実施した事業所の割合は37.7%（昨年37.2%）、ベースアップを中止した事業所の割合は9.4%（同7.5%）となっている。

また、一般の従業員（係員）の定期昇給の実施状況をみると、定期昇給を実施した事業所の割合は89.7%（同86.5%）、定期昇給を停止した事業所の割合は1.0%（同1.7%）であった。昇給額については、昨年と比べて増額となっている事業所の割合が11.5%（同23.3%）、減額となっている事業所の割合が8.8%（同8.5%）となっている。

民間における給与改定の状況

(単位：%)

項目 役職段階	ベースアップ 実施	ベースアップ 中止	ベースダウン	ベースアップ の慣行なし
係 員	37.7 (37.2)	9.4 (7.5)	0.0 (0.0)	52.9 (55.3)
課 長 級	32.5 (31.8)	9.5 (9.3)	0.0 (1.8)	58.0 (57.1)

(注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を含む。

2 () 内の数字は、平成27年の割合である。

民間における定期昇給の実施状況

(単位：%)

項目 役職段階	定期昇給 制度あり	定期昇給実施			定期昇給 停 止	定期昇給 制度なし
		昨 年 に 比べ増額	昨 年 に 比べ減額	昨 年 と 変化なし		
係 員	90.7 (88.2)	89.7 (86.5)	11.5 (23.3)	8.8 (8.5)	69.4 (54.7)	1.0 (1.7)
課 長 級	84.2 (87.4)	83.2 (85.7)	12.2 (21.0)	3.7 (7.5)	67.3 (57.2)	1.0 (1.7)

(注) 1 ベースアップと定期昇給を分離することができない事業所は除く。

2 () 内の数字は、平成27年の割合である。

(ウ) 物価及び生計費について

本年4月の消費者物価指数（総務省）は、昨年4月に比べ、全国で△0.3%、松江市で△0.2%とそれぞれ減少している。

また、勤労者世帯における消費支出（総務省「家計調査」）等を基礎として算定した本年4月の松江市における2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ169,870円、193,540円及び217,230円となっている。

(エ) 国家公務員及び都道府県職員の給与について

先に総務省が公表した平成27年4月1日現在の都道府県ラスパイレス指数（行政職）の平均は、99.7であった。

本県のラスパイレス指数は97.6（平成26年97.6）と、国家公務員より低い水準であり、都道府県でも低い水準となっている。

都道府県のラスパイレス指数の分布状況

（平成27年4月1日現在）

指 数 分 布 区 分	都 道 府 県 数
102以上	2
100以上 102未満	19
98以上 100未満	19
96以上 98未満	5
94以上 96未満	1
94未満	1
都 道 府 県 平 均 指 数	99.7
島 根 県	97.6

備考 ラスパイレス指数：地方公共団体の一般行政職の給料額と国の行政職俸給表(一)の適用職員の俸給額とを、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により対比させて比較し算出したもので、国を100としたもの。

(オ) 人事院勧告の概要（省略）

(カ) 職員給与と民間給与との比較

① 月例給

職員給与と民間給与との比較は、職員と民間企業従業員の同種・同等の者同士を比較することを基本として、公務においては行政職給料表適用者、民間においては公務の行政職と類似すると認められる事務・技術関係職種の者について行っている。

また、職員と民間企業従業員では、それぞれ年齢、学歴などの人員構成が異なっており、このように異なる集団間での給与の比較を行う場合には、それぞれの集団における単純な給与の平均値を比較することは適當ではないため、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴を同じくする者同士を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っている。

本年4月分の給与額について、職員給与と民間給与を比較すると、民間給与365,809円に対して職員給与は365,461円であり、職員給与が348円（0.10%）下回っている。

職員給与と民間給与との較差

民間給与（A）	職員給与（B）	較 差 A - B ((A - B) / B × 100)
365,809円	365,461円	348円（0.10%）

（注）民間、職員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていないため、職員給与の額は(ア)の表「職員の平均給与月額の状況」の額とは異なっている。

② 特別給

昨年8月から本年7月までの1年間において、民間事業所で支払われた特別給は、平均所定内給与月額の3.94月分に相当していた。これは、昨年（3.91月分）より増加しており、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数（3.90月）を0.04月分上回っている。

職員の期末・勤勉手当と民間の特別給との差

民間の特別給（A）	職員の期末・勤勉手当（B）	差（A-B）
3.94月分	3.90月分	0.04月分

(キ) 本年の給与改定

職員の給与決定に関する諸条件については、以上述べたとおりである。

これらの調査結果等を基に、国及び他の都道府県の動向等を踏まえ、様々な角度から慎重に検討を重ねた結果、職員の給与について所要の措置を講ずる必要があると判断し、次のとおり報告する。

① 月例給について

本年の民間事業所の給与等の状況をみると、一般の従業員（係員）で、ベースアップを実施した事業所の割合は昨年と同程度、定期昇給において昇給額が昨年と比べて変化がない事業所の割合は約7割となっており、全体として、昨年とほぼ同様の状況にあると考えられる。

このような状況の中で、本年4月分の給与について、職員給与と職種別民間給与実態調査に基づく民間給与を比較すると、前記(カ)①のとおり、職員給与が民間給与を348円（0.10%）下回っている。

よって、月例給については、民間給与水準と均衡させるよう引上げ改定することが適当と判断した。

民間との給与比較を行っている行政職給料表については、本年8月に人事院が勧告した俸給表をもとに、本県の公民較差を考慮し、引上げ改定を行うこととする。

再任用職員の給料月額についても、再任用職員以外の職員の給料月額の改定に準じた改定を行う。

また、行政職給料表以外の給料表についても、行政職給料表との均衡を考慮して、行政職給料表と同様の改定を行うものとする。ただし、医療職給料表(1)については、従来より国との均衡を重視してきたことから、人事院勧告に準じた改定を行うこととする。

なお、改定については、本年4月の職員給与と民間給与を均衡させるものであることから、同月に遡及して実施することとする。

② 期末手当・勤勉手当について

前記(カ)②のとおり、職員の期末手当・勤勉手当の年間平均支給月数（3.90月）は、民間事業所の特別給の支給割合（3.94月分）を0.04月分下回っている。

よって、職員の期末手当・勤勉手当については、民間の特別給の支給割合と均衡させるよう、0.05月分引き上げることが適当と判断した。

引上げに当たっては、国と同様に勤務実績に応じた給与の推進の観点から勤勉手当に配分することとし、本年度については、12月期の勤勉手当を0.05月分引き上げ、平成29年度以降においては、6月期及び12月期の勤勉手当をそれぞれ0.025月分ずつ引き上げることとする。

なお、再任用職員の勤勉手当についても、同様に支給月数を引き上げることとする。

③ 初任給調整手当について

医師に対する初任給調整手当については、医療職給料表(1)の改定状況を勘案し、人事院勧告に準じて改定を行い、本年4月に遡及して実施することとする。

(ケ) 扶養手当の見直し

① 配偶者に係る手当の見直し

国においては、民間企業において、配偶者に家族手当を支給する事業所の割合が減少傾向にあること、公務においても、配偶者を扶養親族とする職員の割合が減少傾向にあること、配偶者に係る手当について、見直しの予定がある又は税制及び社会保障制度の見直しの動向、他の民間企業の見直しの動向等によっては、見直すことを検討するとする事業所があることなど配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで引き下げるとしている。

本県においても、民間企業における配偶者に家族手当を支給する事業所の割合や公務における配偶者を扶養親族とする職員の割合が減少傾向にあること及び近年配偶者に係る手当の見直しを行った事業所の約半数において、配偶者について特別の取扱いをしない方式が採られていることについて国と同様の傾向が認められることから、人事院勧告に準じて配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで引き下げ6,500円とする。

② 子に係る手当の見直し

国においては、子に要する経費の実情や、少子化対策の推進に配慮し、子に係る手当額の引き上げを行うこととしている。

本県においても、同様の事情に配慮すれば、子に係る扶養手当を充実させることが適当であり、人事院勧告に準じて子に係る手当額を10,000円に引き上げる。

③ 本庁次長級以上の職員に係る手当額の見直し

国においては、扶養親族を有することによる生計費の増嵩の補助という扶養手当の趣旨に鑑み、一定以上の給与水準にある本府省課長級に相当する職務の級の職員に対しては、子を除き、その他の扶養親族に係る扶養手当を支給しないこととし、本府省室長級に相当する級の職員については、その他の扶養親族に係る扶養手当をおおむね半額まで引き下げるとしている。

本県においても、本庁部長級の職員である行政職給料表9級及びこれに相当する職務の級の職員の給与水準は国と同様、一定以上の給与水準にあると認められることから、人事院勧告に準じて子を除き、その他の扶養親族に係る扶養手当を支給しないこととする。本庁次長級の職員である行政職給料表8級及びこれに相当する職務の級の職員についても人事院勧告に準じて引き下げ3,500円とする。

④ 実施時期等

配偶者に係る手当額が引き下げられる職員に配慮し、国に準じて段階的に実施することとする。

なお、各年度における手当額は次表に示すとおりとする。

(単位：円)

扶養親族		年 度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度以降
配偶者	行政職給料表 7 級以下	13,000	10,000	6,500	6,500	6,500	6,500
	行政職給料表 8 級	13,000	10,000	6,500	3,500	3,500	3,500
	行政職給料表 9 級	13,000	10,000	6,500	3,500	(支給しない)	
子		6,500	8,000	10,000	10,000	10,000	10,000
父母等	行政職給料表 7 級以下	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500
	行政職給料表 8 級	6,500	6,500	6,500	3,500	3,500	3,500
	行政職給料表 9 級	6,500	6,500	6,500	3,500	(支給しない)	

- (注) 1 「行政職給料表 7 級」、「行政職給料表 8 級」及び「行政職給料表 9 級」には、これらに相当する職務の級を含む。
- 2 職員に配偶者がいる場合の扶養親族 1 人に係る手当額については、平成28年度は11,000円、平成29年度は子10,000円・父母等9,000円、平成30年度以降はこの表に掲げる子又は父母等の額とする。

⑤ その他

国においては、税制及び社会保障制度の見直しの状況や民間企業における配偶者に係る手当の見直しの状況に応じ、配偶者に係る扶養手当について必要な見直しを検討することとされている。

本県においては、「制度」・「構造」は国に準拠することを基本としていることから、国の配偶者に係る扶養手当の検討状況等について引き続き動向を注視していく必要がある。

(ヶ) その他の課題

① 特地勤務手当について

平成23年の見直しより 6 年を経過することから、特地公署等における生活環境等の実情を調査し、見直しを検討する必要がある。

② 再任用職員の給与について

国においては、民間企業の再雇用者の給与の動向等を踏まえ、引き続き、再任用職員の給与の在り方について必要な検討を行っていくとしている。

本県においても、引き続き県内の民間企業の再雇用者の給与の動向や国における再任用職員の給与の在り方にかかる検討状況等を注視していく必要がある。

③ 介護時間制度の新設等に伴う給与の取扱いについて

国においては、本年の報告で、介護時間の新設を行うこととし、昇給区分の決定に当たっては、介護時間を承認され勤務しなかったことにより自動的に下位の昇給区分に決定されることがないよう、当該勤務しなかった時間を「勤務していない日数」として取り扱うこととともに、勤勉手当の期間率の算定に当たっては、介護時間を承認され勤務しなかった時間を日に換算して30日に達するまでの期間を勤務時間から除算しないこととしている。

あわせて、昇給制度における介護休暇及び育児休業の取扱い並びに勤勉手当における育児時間（地方公務員においては育児部分休業に相当）の取扱いについても介護時間を承認され勤務しなかった時間がある場合と同様の取扱いを講ずることとしている。

本県においては、国の動向等を注視し、適切に対応する必要がある。

イ 人事管理に関する報告

(ア) 人事管理上の課題について

① 人材の確保

コミュニケーション能力や企画・立案能力を有し、チャレンジ精神に富んだ人材を確保するため、これまでも試験制度の見直し・改善を行ってきた。

今年度には、経験者採用試験について、年齢別人員構成の偏りの是正に資するよう受験対象年齢を変更するとともに、幅広い経験を持った即戦力となる有能な人材を確保することを目的として、より人物重視の試験制度としたところである。

また、職員採用ガイダンスや大学等での説明会を開催するなどの広報活動を行い、試験制度の見直しと併せ受験者確保に取り組んできた。

しかしながら、受験年齢人口の減少や民間指向等により、近年の受験者数は依然として減少傾向にあり、特に、技術系職種の人員確保が難しい状況にある。

このような状況を踏まえ、今後とも、試験ごとの検証を行い、適宜、必要に応じて制度の改正を図っていくとともに、任命権者と協力して、県職員の仕事の魅力ややりがい等についてより効果的な情報発信を行うほか、獣医師等著しく採用が困難な職種の処遇を検討するなど、受験者の確保に取り組んで行く。

② 人材の育成

多様化・高度化する行政需要に迅速かつ的確に対応し、県民の期待と信頼に応えていくためには、職員一人一人の公務に対する意欲と能力や公務員としての使命感・倫理観を高め、限られた人材を最大限に活用することが必要であり、そのための人材育成がますます重要となっている。

任命権者においては、「島根県人材育成基本方針」に基づき、職務段階に応じた計画的な研修の実施、自律的な能力開発を支援するための研修の実施、さらには職員の自己啓発に対する支援など様々な取組が行われてきた。

また、特定分野に精通した職員及び専門的知識や技術を有した職員の育成を図るために、中長期的な視点に立った人員配置が行われている。

今後もこうした取組を一層進めていくとともに、職場研修、職場外研修、人事異動、人事評価制度、能力発揮のための環境整備などの各施策を相互に連携させ、人事管理全体を通じた総合的かつ計画的な人材育成に着実に取り組む必要がある。

③ 能力・実績に基づく人事管理

職員の意欲と能力を高め、組織の活性化と公務能率の向上を図るためには、年功的な昇進管理にとらわれることなく、能力と実績に基づく人事管理を行う必要がある。

本委員会としては、これまでも、能力と実績に基づく人事管理を進めるために、人事評価の結果を待遇に反映しうる実効性のある人事評価制度の確立について言及してきた。

本年4月に改正地方公務員法が施行され、人事評価を任用、給与、分限その他の人事管理の基礎として活用するものとされた。任命権者においては、今回の法改正の趣旨を踏まえ、公平性・公正性、客観性・透明性を担保し、評価結果を待遇に反映しうる人事評価制度の円滑な導入を進める必要がある。

④ 女性職員の能力発揮のための環境づくり

幅広い視点に立ち、きめ細やかな行政サービスを推進するためには、男女それぞれの意識や立場を取り入れながら、施策・事業を構築していく必要があり、県の政策立案・方針決定過程においても、女性の視点や能力等を活用することが重要である。

こうした観点から、これまでも、とりわけ女性職員が多様な経験を積めるように、

担当業務の拡大や幅広い分野へ配置するなど計画的な人材育成に取り組んでおり、管理職に占める女性職員の割合は年々向上している。

本年3月には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく行動計画が策定されたところであり、引き続き、女性職員が能力を十分に発揮し、意欲を持って働くよう、同計画を着実に実行し、キャリア形成や働きやすい環境整備を進め、女性職員の政策・方針決定過程への参画を拡大する必要がある。

⑤ ワーク・ライフ・バランスの推進

職員一人一人が意欲を持って仕事に取り組むとともに、家庭や地域においても充実した生活を送ることができるようとするワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を実現することは重要な課題であり、そのための環境整備に努めなければならない。

a 時間外勤務の縮減

時間外勤務の縮減は、職員の健康保持及びワーク・ライフ・バランスの推進、さらには、公務能率の確保の観点から非常に重要な課題であるが、依然として時間外勤務の恒常化が解消できていない状況にある。

このため、任命権者において、本年8月から、早期退庁及びノー残業デーの取組の徹底、時間外勤務実績の分析に基づく業務・組織の適正化並びに仕事の仕方や時間管理に係る職員の意識改革を重点取組事項として、これまで以上の勤務時間短縮に向けた取組が実施されているところである。

時間外勤務の縮減のため、管理監督者は、職員ごとの在庁時間、業務負荷の状態、休暇取得状況等を適切に把握し、特定の職員に過度な業務が集中することのないよう業務の平準化を図るとともに、業務改善やいきいきと働きやすい職場づくりの取組などを進め、効率的な業務運営が行えるような職場環境を整える必要がある。また、職員一人一人も効率的な業務遂行に努め、計画的に仕事を進めていく必要がある。

全国的に教育職員の長時間勤務の改善が課題となる中、本年6月に、文部科学省において、「次世代の学校指導体制にふさわしい教職員の在り方と業務改善のためのタスクフォース報告」が取りまとめられ、業務改善と学校指導体制の整備を一体的に推進するとともに、部活動の負担軽減や国・教育委員会の支援体制の強化などに取り組むこととされたところである。

本県の教育職員についても、部活動の指導、補習授業の実施等により、多数の方が長時間の時間外勤務を行っており、県立学校の教育職員のうち昨年度月100時間を超える時間外勤務をした者の割合^{注4)}は、12.3%に達している状況にある。

本委員会が本年実施した学校現場における意見交換会においても、教育職員の高い使命感と熱意に支えられて長時間勤務が行われており教育職員の多忙感・負担感が限界に達している状況にあることや、健康保持やワーク・ライフ・バランスの観点はもとより、教育をより充実させる観点からも教育職員の負担軽減とゆとりを持って子供と向き合える時間の確保を図る必要性があることが確認された。

各学校においては、部活動休養日の設定、外部指導者の活用、平日勤務時間外の補習・会議の見直し等に取り組んでおり、任命権者においては、平成26年4月に県立学校に導入した校務支援システムを改善しながら教育職員の事務的業務の効率化を進めるとともに、本年3月にすべての教育職員を対象に実施した勤務実態調査の調査結果から学校現場の実態を分析し、今後の取組を検討することとしている。

教育職員の負担軽減に関する国の取組も念頭に、引き続き、学校ごとの実態を踏まえ、時間外勤務縮減のための具体的な取組を行うとともに、適宜取組の検証を行

い、教育職員の多忙感・負担感の解消とゆとりを持って子供と向き合う時間の確保に向けて、より取組の実効性を高める必要がある。

(注) 昨年度月100時間を超える時間外勤務をした教育職員の割合は、平成27年4月から平成28年3月までの間に月100時間を超える時間外勤務をした教育職員の延人数を、同期間における毎月の教育職員数を合計した人数で除して得た割合である。

b 仕事と育児・介護等の両立支援の推進

ワーク・ライフ・バランスの実現のために、本県では、これまででも育児・介護のための休暇や育児休業制度の整備・充実に努めてきた。

任命権者は、平成28年3月に「女性の個性と能力が発揮できる職場づくり推進計画（特定事業主行動計画）」を策定し、男性職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇の取得率^(注)及び男性職員の育児休業取得率を、平成32年度までに、それぞれ100%及び13%に向上させることを目標として取組を行っている。

平成27年度の男性職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇の取得率は、知事部局等100%、教育委員会72.4%、警察82.8%であった。また、平成27年度中に新たに育児休業を取得した男性職員はいなかった。

介護のための休暇の取得者数は、平成26年度の260人に対し昨年度は261人であった。

仕事と育児・介護等の両立支援の取組を推進するためには、管理監督者がその重要性を認識し、職員に対する啓発、制度の説明、取得期間中の業務継続体制の確保等に努めるとともに、職場全体としても、育児・介護のための休暇や育児休業等を取得しやすい環境づくりに引き続き努めていく必要がある。

また、本年8月に、人事院が、仕事と育児・介護との両立支援制度の充実について、勧告及び報告を行った。本県においても、国の動向等を注視し、介護休暇の分割取得、介護時間の新設、介護を行う職員の超過勤務の免除及び介護休暇の対象となる家族の同居要件の見直し並びに法律上の子に準ずる子への育児休業等の範囲の拡大について、適切に対応する必要がある。

(注) 男性職員の配偶者出産休暇・育児参加休暇の取得率は、妻の出産休暇（3日以内）又は男性の育児参加休暇（5日以内）を1日以上取得した者の割合である。

c その他

ワーク・ライフ・バランスを推進するためには、年次有給休暇や夏季休暇の計画的取得や連続取得の促進も重要であり、引き続き各職場の実情に応じ、休暇を取得しやすい職場環境の整備などに取り組む必要がある。

また、昨年度の報告において、適切な公務運営を確保しつつ柔軟な働き方が可能となるような勤務時間制度の導入に係る研究の必要性について報告したところである。

国及び41の都道府県において導入されている育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務制度は、職員の育児・介護と仕事の両立を図るために有効な制度であることから、本県においても早期の導入を検討する必要がある。

また、国や他の都道府県の動向を注視しながら、その他の弾力的な勤務時間制度の導入についても、引き続き研究を行う必要がある。

⑥ メンタルヘルス対策

行政課題の複雑・高度化により職務の困難性が増すなど、様々な要因によるストレスが増大している昨今においては、職員の心身の健康を保持増進することが重要である。とりわけ、精神疾患による長期の休暇・休職者の割合が依然として高い状況にあつては、メンタルヘルス対策は、極めて重要な課題であり、管理監督者を中心に、上司、同僚も含めた職場ぐるみで協力・助け合う職場環境づくりに努める必要がある。

任命権者は、これまでメンタルヘルス研修の実施、相談体制の整備、外部機関の活用、療養後の職場復帰支援事業等、様々な取組を継続的に行っているが、引き続き、メンタルヘルス対策を組織全体の重要な課題と位置付け、労働安全衛生法の改正により新設されたストレスチェック制度を効果的に運用するなど、予防・早期発見から休職者の職場復帰・再発防止まで、より実効性のある対策に取り組む必要がある。

⑦ ハラスメント対策

ハラスメントについては、ハラスメントを受けた者が人格を侵害され、精神的苦痛を受けるばかりか、職場環境の悪化を招くものであり、その防止は重要な課題である。

昨年度、知事部局において実施された職員へのアンケートによれば、過去1年間にハラスメントを受けたことがあると回答した職員の割合は、回答総数（1,121人）の12.2%となっている。

各任命権者においては、これまでハラスメント防止に関する指針の作成、研修の実施、相談窓口の設置、専門相談員の配置などの取組が行われているところであるが、引き続き、職員一人一人のハラスメント防止に関する意識をより高めるなど、ハラスメントのない職場づくりに向けた取組を進める必要がある。

また、来年1月から、マタニティーハラスメント及びセクシャルハラスメントに関する法規制等が改正されることを踏まえ、妊娠、出産、育児休業・介護休暇の取得等を理由とするハラスメントの防止及び性的指向や性自認に関する正しい理解の促進等について、適切に対応する必要がある。

⑧ 高齢期の雇用問題

平成26年度から、公的年金の支給開始年齢が61歳に引き上げられたことに伴い、新たな再任用制度が開始されたところである。

国家公務員の雇用と年金の接続については、本年4月からの年金支給開始年齢の62歳への引き上げに当たって、引き続き、定年退職する職員を再任用することにより対応するとともに、再任用職員の能力及び経験をより一層本格的に活用するための方策の検討に取り組むこととされており、今後もこうした国等の動きを注視し、適切に対応する必要がある。

⑨ 退職管理の適正の確保

本年4月に改正地方公務員法が施行され、営利企業等に再就職した元職員による離職前の職務に関する現職職員への働きかけを禁止する等の退職管理の適正の確保について規定された。

これに伴い、職員の退職管理に関する条例、職員の退職管理に関する規則及び島根県職員の再就職に関する指針により退職管理の適正を確保するための措置について規定されたところであり、これらの規程に基づき、引き続き適正に退職管理を行う必要がある。

ウ 勧告実施の要請

人事委員会の勧告制度は、憲法で保障された労働基本権が地方公務員には制約されているため、その代償措置として情勢適応の原則に基づき公務員の勤務条件を社会一般の情勢に適応させることにより、公務員の適正な待遇を確保しようとするものである。

現在、厳しい県財政の下、個々の職員は、限られた予算と人員の中で最大限の効果を發揮できるよう、複雑・多様化する業務に対し、強い使命感をもって立ち向かっていくことが求められており、給与をはじめとする職員の勤務条件は、そのような職員の努力や成果に的確に報いるものでなければならない。

管理職手当の支給にあたって行われている減額措置については、財政健全化に向けて行われている措置とはいえ、当該措置後の職員給与は本来あるべき職員給与とは異なるものであることから、当該措置が解消され、給与勧告制度に基づく本来の給与水準が確保されることを望むものである。

県議会及び知事におかれては、この報告及び勧告に深い理解を示され、本委員会の勧告どおり実施されるよう要請する。

(2) 勧 告

本委員会は、職員の給与等に関する報告に基づき、次の事項について改定措置を執られるよう勧告する。

ア 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）、県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）の改正

(ア) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(イ) 諸手当

① 初任給調整手当について

a 医療職給料表(1)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度を413,800円とすること。

b 医療職給料表(1)以外の給料表の適用を受ける医師及び歯科医師で、医学又は歯学に関する専門的知識を必要とする職にあるものに対する支給月額の限度を50,600円とすること。

② 勤勉手当について

a 平成28年12月期の支給割合

勤勉手当の支給割合を0.8月分（特定管理職にあっては、1.0月分）とすること。

再任用職員については、勤勉手当の支給割合を0.45月分（特定管理職にあっては、0.55月分）とすること。

b 平成29年6月期以降の支給割合

6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.775月分ずつ（特定管理職にあっては、0.975月分ずつ）とすること。

再任用職員については、6月及び12月に支給される勤勉手当の支給割合をそれぞれ0.425月分ずつ（特定管理職にあっては、0.525月分ずつ）とすること。

③ 扶養手当

a 配偶者に係る手当の月額を6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（bにおいて「特定職員」という。）にあっては、3,500円）とし、子に係る手当の月額（扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合にあっては、職員の給与に関する条例第8条第4項、県立学校の教育職員の給与に関する条例第18条第4項及び市町村立学校の教職員の給与等に関する条例第16条第4項の規定により加算される前の額）を1人につき10,000円とすること。

b 特定職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人

につき3,500円とすること。

- c 職員に配偶者がない場合の扶養親族1人に係る手当の月額を11,000円とする取扱いを廃止すること。
- d 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこととすること。

イ 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第7号）の改正

(ア) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

ウ 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号）の改正

(ア) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

エ 改定の実施時期等

(ア) 改定の実施時期

この改定は、平成28年4月1日から実施すること。ただし、平成28年4月1日からこの勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の末日（公布の日が月の初日であるときは、その前日）までの間における、イの(ア)の別記第2については、第5条第1項の給料表中「517,935」とあるのは「518,296」とし、「598,391」とあるのは「598,808」とし、「695,944」とあるのは「696,428」とし、「794,503」とあるのは「795,056」とし、ウの(ア)の別記第3については、第7条第1項の給料表中「473,684」とあるのは「474,014」とし、「535,032」とあるのは「535,404」とし、「610,459」とあるのは「610,884」とし、「713,041」とあるのは「713,537」とし、「833,725」とあるのは「834,305」とすること。

また、アの(イ)の②のaについては平成28年12月1日から、アの(イ)の②のb及びアの(イ)の③については平成29年4月1日から実施すること。

(イ) 条例公布日の翌月に支給される給料の特例

イの(ア)の別記第2による改定後の給料表の適用を受ける職員のうち第5条第1項の給料表の第3号給以上の号給を受ける職員及びウの(ア)の別記第3による改定後の給料表の適用を受ける職員のうち第3号給以上の号給を受ける職員のこの勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の翌月（公布の日が月の初日であるときは、その月。以下「条例公布日の翌月」という。）に支給される給料の額は、①に定める額から②に定める額と③に定める額との差額に相当する額を減じた額とすること。この場合において、①に定める額が当該差額に相当する額を超えないこととなる職員には、支給しないこととすること。

- ① 条例公布日の翌月に適用される給料表の月額を基礎として算出した給料の額
- ② 平成28年4月1日からこの勧告を実施するための条例の公布の日の属する月の末日（公布の日が月の初日であるときは、その前日）までの間（以下「調整期間」という。）において在職した期間について受けた給料及び給料の改定に伴い額が変動する給与の合計額
- ③ イの(ア)の別記第2及びウの(ア)の別記第3（いずれもエの(ア)のただし書は適用しない。）による改定後の給料を基礎として調整期間において在職した期間について算定した給料及び給料の改定に伴い額が変動する給与の合計額

(ウ) 扶養手当の月額等の特例措置

- ① 平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、アの(イ)の③のa中「6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（bにおいて「特定職員」という。）にあっては、3,500円）」とあるのは「10,000円」と、「10,000円」とあるのは「8,000円」とし、アの(イ)の③のb中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、アの(イ)の③のc中「11,000円とする取扱いを廃止する」とあるのは「子にあっては10,000円とし、子以外の扶養親族にあっては9,000円とする」とし、アの(イ)の③のd中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。
- ② 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、アの(イ)の③のa中「6,500円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員（bにおいて「特定職員」という。）にあっては、3,500円）」とあるのは「6,500円」とし、アの(イ)の③のb中「3,500円」とあるのは「6,500円」とし、アの(イ)の③のd中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは「職員に対して支給する配偶者及び子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき6,500円」とすること。
- ③ 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間における扶養手当の月額等については、アの(イ)の③のd中「職員に対しては扶養手当（子に係る手当を除く。）を支給しないこと」とあるのは、「職員に対して支給する子以外の扶養親族に係る手当の月額を1人につき3,500円」とすること。

（別記第1から第3まで省略）

2 給与の支払監理の実施状況

地方公務員法第8条第1項第8号の規定に基づき、職員に対する給与の支払監理を行った。本年度は、警察における職務情報管理システムの導入に伴う任命権者の指導等の状況について確認を行ったが、指摘すべき事項はなかった。

3 給与関係規則等の制定及び改正の状況

平成28年度中における状況は次のとおりである。

○ 職員の給与の支給に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改 正 の 概 要
28. 12. 8	第30号	公布日 (28. 4. 1) (28. 12. 1)	・平成28年給与改定に伴う改正
28. 12. 26	第38号	29. 1. 1	・平成28年給与改定に伴う改正
29. 3. 10	第4号	29. 3. 22	・行政組織の改正に伴う改正
29. 3. 24	第8号	公布日	・地方公務員法の改正に伴う改正
29. 3. 31	第10号	29. 4. 1	・行政組織の改正等に伴う改正

○ 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改 正 の 概 要
28. 12. 8	第31号	公布日 (28. 4. 1)	・平成28年給与改定に伴う改正
28. 12. 26	第39号	H29. 1. 1	・平成28年給与改定に伴う改正
29. 3. 24	第 9 号	公布日	・地方公務員法の改正に伴う改正
29. 3. 31	第11号	29. 4. 1	・規定の整理

○ 職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改 正 の 概 要
28. 12. 8	第33号	公布日 (28. 4. 1)	・平成28年給与改定に伴う改正

○ 県立学校の教育職員の給与に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改 正 の 概 要
28. 12. 8	第32号	公布日 (28. 12. 1)	・平成28年給与改定に伴う改正
28. 12. 26	第40号	29. 1. 1	・平成28年給与改定に伴う改正
29. 3. 31	第12号	29. 4. 1	・組織改正等に伴う改正

○ 県立学校の教育職員の給料の切替えに伴う経過措置に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改 正 の 概 要
28. 12. 8	第34号	公布日 (28. 4. 1)	・平成28年給与改定に伴う改正

○ 職員の特殊勤務手当に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改 正 の 概 要
29. 1. 31	第 1 号	公布日	・東京電力(株)福島第一原子力発電所敷地内に新事務本館が完成したことに伴う改正

○ 東日本大震災に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する規則の一部改正

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改 正 の 概 要
29. 1. 31	第 2 号	公布日	・東京電力(株)福島第一原子力発電所敷地内に新事務本館が完成したことに伴う改正

V 公平審査等業務

1 公平審査事案の処理

(1) 不利益処分に関する不服申立ての審査

ア 県 関 係

平成28年度中に取り扱った事案はなかった。

イ 受託団体関係

平成28年度中に取り扱った事案はなかった。

(2) 勤務条件に関する措置要求の審査

ア 県 関 係

平成28年度中に取り扱った事案はなかった。

イ 受託団体関係

平成28年度中に取り扱った事案はなかった。

(3) 苦情処理に関する事項

ア 県関係

平成28年度中に取り扱った苦情相談は2件であった。

イ 受託団体関係

平成28年度中に取り扱った苦情相談は3件であった。

	区 分	県 関 係	受託団体関係	合 計
件数	前 年 度 か ら の 繰 越 し			
	新 規	2	3	5
	計	2	3	5
相談区分	服 務	1	1	1
	任 用	1	1	1
	いじめ・嫌がらせ		1	1
	そ の 他			
処理状況	計	2	3	3
	制 度 説 明 及 び 助 言	2	1	1
	あ つ せ ん		1	1
	計	2	2	2
	次 年 度 に 繰 越		1	

※相談区分には1事案につき複数計上しているものがあるので、件数及び処理状況の数値と一致しない場合がある。

※これらのほか、企業職員等（人事委員会が行う苦情相談を利用できない職員）から2件の相談があった。

(4) 公立学校の学校医、学校歯科医師及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律第5条第1項の規定に基づく公務災害補償に関する審査

平成28年度中に取り扱った事案はなかった。

2 職員団体等関係事務

(1) 職員団体の登録

ア 県関係

平成28年度末における登録職員団体の状況は、次のとおりである。

登録番号	職員団体名	登録年月日	法人格取得申出の有無	事務所所在地	平成28年度変更内容（変更登録年月日）
1	島根県高等学校教職員組合	S 41. 9. 20	有	松江市母衣町55-2 島根県教育会館内	役員改選 (29. 4. 5)
2	島根県職員労働組合	S 41. 9. 20	有	松江市殿町 1 島根県庁内	役員改選 (29. 2. 24) 規約改正 役員改選 (29. 3. 29)
3	島根県教職員組合	S 41. 9. 20	有	松江市母衣町55 島根県教育会館内	
7	島根県教職員協議会	S 55. 3. 26	無	出雲市大津町2214 出雲市立第一中学校内	役員改選 (28. 5. 2)
8	島根教職員組合	H 2. 1. 26	有	松江市母衣町55-2 教育会館 1 F	規約改正 (29. 3. 2) 役員改選 (29. 3. 21)
9	島根県学校事務職員労働組合	H 2. 5. 21	無	松江市浜乃木二丁目 8 番20号	

イ 受託団体関係

平成28年度末における登録職員団体の状況は、次のとおりである。

登録番号	職員団体名	登録年月日	法人格取得申出の有無	事務所所在地	平成28年度変更内容（変更登録年月日）
16	西ノ島町職員組合	S 51. 5. 20	無	隱岐郡西ノ島町浦郷534の1 西ノ島町役場内	役員改選 (28. 10. 17)
18	知夫村職員組合	S 52. 10. 31	無	隱岐郡知夫村1065 知夫村役場内	
31	邑智郡総合事務組合職員労働組合	H 7. 12. 20	無	邑智郡川本町大字川下3083-6 邑智郡町村総合事務組合内	
33	海士町職員組合	H 8. 7. 31	無	隱岐郡海士町大字海士1490 海士町役場内	

登録番号	職員団体名	登録年月日	法人格取得申出の有無	事務所所在地	平成28年度変更内容（変更登録年月日）
40	隱岐広域連合職員組合	H11. 11. 18	無	隱岐郡隱岐の島町城北町355 隱岐広域連合立隱岐病院内	役員改選 (28. 8. 23)
45	隱岐の島町職員組合	H17. 1. 7	無	隱岐郡隱岐の島町城北町1番地 隱岐の島町役場内	規約改正 役員改選 (28. 11. 15)
46	邑南町職員組合	H17. 2. 22	無	邑智郡邑南町矢上6000 邑南町役場内	役員改選 (29. 1. 25)
48	自治労飯南町職員組合	H17. 4. 11	無	飯石郡飯南町下赤名890 飯南町役場赤名庁舎内	役員改選 (29. 2. 9)
49	川本町職員組合	H17. 9. 30	無	邑智郡川本町大字川本545-1 川本町役場内	
51	自治労奥出雲町職員組合	H17. 12. 5	無	仁多郡奥出雲町三成358-1 奥出雲町役場仁多庁舎内	規約改正 役員改選 (28. 8. 12) 役員改選 (28. 10. 17)
52	美郷町職員組合	H19. 3. 30	無	邑智郡美郷町柏淵168 美郷町役場内	
53	津和野町職員組合	H24. 7. 11	無	鹿足郡津和野町日原54-25 津和野町役場内	役員改選 (29. 1. 25)
54	吉賀町職員組合	H25. 9. 11	無	鹿足郡吉賀町六日市750 吉賀町役場内	役員改選 (29. 1. 26)
55	雲南省・飯南町事務組合 職員組合	H27. 10. 2	無	雲南省加茂町三代1331-1 雲南省・飯南町事務組合 雲南エネルギーセンター内	規約改正 役員改選 (28. 7. 27)

(2) 職員団体等の規約の認証

平成28年度において、職員団体等に対する法人格の付与に関する法律第4条の規定に基づく規約の認証の申請はなかった。

なお、平成28年度末における認証状況は次のとおりである。

団体名	認証年月日	事務所所在地
全日本自治団体労働組合島根県本部	S 54. 11. 29	松江市中原町14

(3) 管理職員等の範囲の指定

ア 県関係

平成28年度中における管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第22号）の改正の状況は次のとおりである。

公布年月日	規則番号	施行年月日 (適用年月日)	改 正 の 概 要
29. 3.31	第13号	29. 4. 1	・組織改正等に伴う改正

イ 受託団体関係

平成28年度中における島根県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年島根県人事委員会規則第23号）の状況は次のとおりである。

公布年月日	規則番号	施行年月日	改 正 し た 公共団体名	改正の概要
28. 6.21	第28号	28. 6.21	西ノ島町	・組織改正等に伴う改正
28. 6.21	第28号	28. 6.21	邑智郡公立病院組合	・組織改正等に伴う改正
29. 3.31	第14号	29. 3.31	邑南町	・組織改正等に伴う改正
29. 3.31	第14号	29. 3.31	隠岐の島町	・組織改正等に伴う改正
29. 3.31	第14号	29. 3.31	美郷町	・組織改正等に伴う改正

3 労働基準監督機関の職権行使

(1) 労働基準法別表第1による号別区分

労働基準法、労働安全衛生法等を適用する場合の職員の勤務条件に関する労働基準監督機関の職権は、地方公務員法第58条第5項の規程により、労働基準法別表第1の第11号、第12号及びいずれの号にも区分されない事業に従事する職員については、人事委員会またはその委任を受けた人事委員会の委員が行使することとされている。

県の行う事業が労働基準法別表第1各号に掲げる事業のうちいずれかに該当するかについては、人事委員会が労働局（船舶については運輸局）と協議して決定している。

平成28年度末における号別区分は次のとおりである。

○ 事業所

号別区分	事 業 所 名	監督機関
第1号	宍道湖流域下水道管理事務所	労働基準監督署
第3号	県土整備事務所(6) 県土整備事務所土木事業所(3) 県土整備事務所事業所(1) 浜田河川総合開発事務所 隠岐支庁県土整備局 浜田港湾振興センター	労働基準監督署
第4号	出雲空港管理事務所	労働基準監督署
第6号	林業課（緑化センター管理スタッフ）	労働基準監督署
第7号	畜産技術センター育種改良部 水産技術センター総合調整部栽培漁業科	労働基準監督署
第11号	水産技術センター付属漁業無線指導所	人事委員会
第12号	原子力安全対策課原子力環境センター 自治研修所 消防学校 美術館 芸術文化センター 保健環境科学研究所 農業技術センター 中山間地域研究センター 農林大学校 畜産課家畜病性鑑定室 病害虫防除所 畜産技術センター 水産技術センター 同内水面浅海部浅海科 同内水面科 産業技術センター 同浜田技術センター 東部高等技術校 西部高等技術校 埋蔵文化財調査センター 教育センター 同浜田教育センター 東部社会教育研修センター 西部社会教育研修センター 図書館 西部読書普及センター 青少年の家 少年自然の家 古代出雲歴史博物館 高等学校(35) 特別支援学校(12) 警察学校	人事委員会
第13号	保健所(8) 島根あさひ社会復帰促進センター診療所 心と体の相談センター わかたけ学園 食肉衛生検査所 特別支援学校寄宿舎(8)	労働基準監督署
区 分 されない 事 業 所	知事部局本庁 東京事務所 隠岐支庁（県土整備局、保健所を除く） 県民センター(2) 県民センター事務所(4) 公文書センター 女性相談センター 同西部分室 児童相談所(4) 農林振興センター(2) 農林振興センター事務所(4) 家畜保健衛生所(4) 水産事務所(2) 大阪事務所 広島事務所 教育庁本庁 教育事務所(5) 警察本部 警察署(12) 議会事務局 人事委員会事務局 監査委員事務局 労働委員会事務局 島根海区漁業調整委員会事務局 隠岐海区漁業調整委員会事務局	人事委員会

○ 船 舶

号別区分	船名（総トン数、船員の労務管理をする事務所）	監督機関
第12号	島根丸（142.0トン、水産技術センター） やそしま（9.10トン、" 内水面浅海部浅海科） 神海丸（699.0トン、教育庁本庁（学校企画課）） あわしま（19.00トン、浜田水産高校） みこしま（19.00トン、隠岐水産高校）	人 事 委 員 会
区 分 されない 事 業 所	せいふう（125.0トン、知事部局本庁（水産課）） うらかぜ（20.0トン、浦郷警察署）	人 事 委 員 会

【参考】労働基準法別表第1による事業

- 第1号 物の製造、改造、加工、修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上げ、販売のためにする仕立て、破壊若しくは解体又は材料の変造の事業（電気、ガス又は各種動力の発生、変更若しくは伝導の事業及び水道の事業を含む。）
- 第2号 鉱業、石切り業その他土石又は鉱物採取の事業
- 第3号 土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊、解体又はその準備の事業
- 第4号 道路、鉄道、軌道、索道、船舶又は航空機による旅客又は貨物の運送の事業
- 第5号 ドック、船舶、岸壁、波止場、停車場又は倉庫における貨物の取扱いの事業
- 第6号 土地の耕作若しくは開墾又は植物の栽植、栽培、採取若しくは伐採の事業その他農林の事業
- 第7号 動物の飼育又は水産動植物の採捕若しくは養殖の事業その他の畜産、養蚕又は水産の事業
- 第8号 物品の販売、配給、保管若しくは賃貸又は理容の事業
- 第9号 金融、保険、媒介、周旋、集金、案内又は広告の事業
- 第10号 映画の制作又は映写、演劇その他興行の事業
- 第11号 郵便、信書便又は電気通信の事業
- 第12号 教育、研究又は調査の事業
- 第13号 病者又は虚弱者の治療、看護その他保健衛生の事業
- 第14号 旅館、料理店、飲食店、接客業又は娯楽場の事業
- 第15号 焼却、清掃又はと畜場の事業

(2) ボイラー及び第一種圧力容器の検査

労働安全衛生法並びにボイラー及び圧力容器安全規則（昭和47年労働省令第33号）の規定に基づき検査を行っている。

平成28年度末におけるボイラー等の設置状況は次のとおりである。

○ ボイラーの設置状況

事 業 所 名	種 類	検査証番号	最高使用圧力	電熱面積
自 治 研 修 所	鋳鉄製前後組合せ型（温水）	第59号	30m	8.66m ²
計 1 事業所	1 基			

○ 第一種圧力容器の設置状況

事業所名	種類	検査証番号	最高使用圧力	内容積
隱岐水産高校	蒸煮器(円筒型)	第106号	3.0kg/cm ²	2.07m ³
邇摩高校	蒸煮器(円筒型)	第76号	2.0kg/cm ²	0.56m ³
農林大学校	蒸煮器(横置円筒型)	第86号	2.0kg/cm ²	0.64m ³
出雲農林高校	蒸煮器(円筒型)	第72号	2.0kg/cm ²	0.58m ³
出雲農林高校	蒸煮器(円筒型)	第105号	3.0kg/cm ²	0.64m ³
松江農林高校	蒸煮器(角横型)	第102号	1.2kg/cm ²	1.65m ³
松江農林高校	蒸煮器(円筒型)	第103号	3.0kg/cm ²	0.63m ³
松江農林高校	蒸煮器(円筒型)	第104号	3.0kg/cm ²	0.135m ³
浜田水産高校	蒸煮器(横置円筒型)	第87号	7.0kg/cm ²	0.64m ³
浜田水産高校	殺菌器	第114号	0.50MPa	0.61m ³
益田翔陽高校	滅菌器(角型)	第98号	1.3kg/cm ²	1.548m ³
矢上高校	蒸煮器(円筒型)	第101号	2.0kg/cm ²	0.24m ³
産業技術センター	回転式蒸煮缶	第107号	0.098MPa	0.313m ³
産業技術センター	高圧調理殺菌装置	第108号	0.59MPa	0.246m ³
中山間地域研究センター	加熱器	第111号	2.45MPa	0.171m ³
中山間地域研究センター	加熱器	第112号	2.94MPa	0.015m ³
産業技術センター 浜田技術センター	オートクレーブ	第113号	1.96MPa	0.104m ³
計 11事業所	17基			

(3) 労働基準及び労働安全衛生実態調査（事業場調査）の実施状況

労働基準法及び労働安全衛生法に規定された職員の勤務条件等に係る基準の遵守状況、職員の勤務の実態等を調査することにより、その実態を把握し、労働関係法令の適正な履行を図るとともに、この調査の過程を通して、制度の趣旨や規制の内容、事業場の長としての責務などの周知を図り、事業場の主体的な取組を促進し、もって職員の勤務条件の改善及び職場の安全衛生の確保の推進を図ることを目的として平成26年度から、各事業場の実態調査を実施している。

平成28年度においては、人事委員会が労働基準監督権限の職権行使をするすべての事業場について台帳調査を実施した。また、このうち危険な業務又は有害な業務のある事業場の一部について実地調査を実施した。

○調査時期 平成28年4月から平成29年1月にかけて実施

○対象事業場 知事部局の地方機関6事業場、県立高校2事業場、警察学校

○調査事項 クレーンやボイラーの取扱等の危険な業務、有機溶剤や特定化学物質の取扱等の有害な業務について、法令に従い必要な措置を講じているか

4 勤務条件等実態調査

この調査は、地方公務員法第8条第1項第1号及び第2号の規定による人事行政及び勤務条件等の研究調査の一環として、職員の勤務条件の実態を把握し、職員の適正な勤務条件に関する制度を検討する基礎資料とするために実施した。

○調査方法及び調査時期 書面調査及び総務事務システムデータ抽出集計により平成28年5月から8月に実施

○対象事業所 本県の全事業所(250)及び市町村立学校等(311)
合計561事業所

○調査事項 時間外・休日勤務等の状況、休暇の取得状況など勤務条件に関する事項

5 勤務時間、休暇等関係規則の改正等の状況

平成28年度中における状況は、次のとおりである。

○職員の配偶者同行休業に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	規則番号	施行年月日	改 正 等 の 概 要
28.11.8	第29号	28.11.8	・人事院規則の一部改正に伴う改正

○職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	規則番号	施行年月日	改 正 等 の 概 要
28.12.26	第35号	29.1.1	・育児介護休業法の一部改正等に伴う改正

○県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	規則番号	施行年月日	改 正 等 の 概 要
28.12.26	第36号	29.1.1	・育児介護休業法の一部改正等に伴う改正

○職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	規則番号	施行年月日	改 正 等 の 概 要
28.12.26	第37号	29.1.1	・育児介護休業法の一部改正等に伴う改正

○職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	規則番号	施行年月日	改 正 等 の 概 要
29.3.24	第5号	29.4.1	・児童福祉法の一部改正に伴う改正

○県立高等学校等の教育職員の休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	規則番号	施行年月日	改 正 等 の 概 要
29.3.24	第6号	29.4.1	・児童福祉法の一部改正に伴う改正

○職員の勤務時間に関する規則の一部を改正する規則

公布年月日	規則番号	施行年月日	改 正 等 の 概 要
29.3.24	第7号	29.4.1	・児童福祉法の一部改正に伴う改正

(参考)

1 歴代人事委員会委員と在任期間

(平成29.5.1現在)

氏名	委員在任期間	左のうち委員長就任期間
中田敏哉	S26.6.5～S27.3.31 (1期)	S26.6.5～S27.3.31 (1)
新宮保重	S26.6.5～S28.6.4 S28.7.1～S30.4.19 (2期)	S27.4.1～S28.6.4 (2)
松田賢吉	S26.6.5～S29.6.4 S29.6.5～S31.9.30 (2期)	S28.7.6～S29.7.7 (3) S30.7.7～S31.7.6 (5)
手銭白三郎	S27.4.1～S30.6.4 S30.7.6～S34.7.5 (2期)	S29.7.8～S30.6.4 (4) S32.7.5～S33.7.14 (7)
太田直行	S30.5.19～S32.6.30 S32.7.1～S36.6.30 (2期)	S31.7.7～S32.6.30 (6) S34.7.15～S35.7.20 (9)
柳幸大資	S31.10.1～S33.6.4 S33.6.25～S37.6.24 (2期)	S33.7.15～S34.7.14 (8) S36.10.1～S37.6.24 (11)
片山義雄	S34.7.8～S36.9.30 (1期)	S35.7.21～S36.9.30 (10)
安食義憲	S36.7.1～S39.2.1 (1期)	S37.7.19～S38.7.25 (12)
岩田維保	S36.10.1～S38.2.3 (1期)	
遠藤剛一	S37.7.14～S41.7.13 (1期)	S38.7.26～S41.7.13 (13)
大井修一	S38.2.23～S38.7.7 S38.7.8～S41.4.7 (2期)	
大島六次郎	S39.3.1～S40.6.30 S40.7.1～S44.6.30 (3期) S44.7.1～S46.9.29	S41.9.1～S44.6.30 (14) S44.7.4～S46.9.29 (15)
高橋定一	S41.7.1～S42.7.7 S42.7.8～S46.7.7 (3期) S46.7.10～S50.7.9	S46.10.13～S50.7.9 (16)
武井正臣	S41.9.1～S45.8.31 (1期)	
堀江珪一	S45.10.8～S49.10.7 (1期)	
山田政治	S46.10.1～S48.6.30 S48.7.3～S52.7.2 (2期)	
三代良信	S49.10.9～S53.10.8 (1期)	S50.7.14～S53.10.8 (17)
兼折博	S50.7.10～S54.7.9 (1期)	S53.10.11～S54.7.9 (18)
森脇孝	S52.7.3～S56.7.2 S58.7.26～S62.7.25 (3期) S62.7.26～S63.5.15 (死亡)	S54.8.1～S56.7.2 (19) S61.10.13～S62.7.25 (24)

氏名	委員在任期間	左のうち委員長就任期間
高橋正夫	S53.10.9～S57.10.8 (1期)	S56.7.3～S57.10.8 (20)
北川 泉	S54.7.26～S58.7.25 (1期)	S57.10.9～S58.7.25 (21)
田江武彦	S56.7.3～S60.7.2 (2期) S60.7.5～H1.7.4	S58.8.2～S60.7.2 (22) S62.7.28～S63.12.22 (25)
脇坂才夫	S57.10.9～S61.10.8 (1期)	S60.7.5～S61.10.8 (23)
星野春雄	S61.10.9～H2.10.8 (1期)	S63.12.23～H2.10.8 (26)
中村寿夫	S63.7.15～H3.7.25 H3.7.26～H7.7.25 H7.7.26～H11.7.25 H11.7.26～H15.7.25 H15.7.26～H19.7.25 H19.7.26～H23.7.25 H23.7.26～H27.7.25 H27.7.26～現在	(8期) H2.10.8～H3.7.25 (27) H3.7.29～H4.2.20 (28) H6.10.31～H7.10.3 (30) H10.8.4～H13.3.31 (32) H14.10.25～現在 (34)
丸磐根	H1.7.5～H5.7.4 (1期)	
長谷川博憲	H2.10.9～H6.10.8 (1期)	H4.2.21～H6.10.8 (29)
竹内宇右衛門	H5.7.8～H7.5.15 (1期) (死亡)	
大澤亮三	H6.10.11～H10.10.10 (1期)	H7.10.4～H10.8.3 (31)
山本隆志	H7.7.5～H9.7.7 (2期) H9.7.8～H13.7.7	
吉岡瑩	H10.10.11～H14.10.10 (1期)	H13.4.1～H14.10.10 (33)
池淵功二	H13.7.8～H17.7.7 (1期)	
後藤美利	H14.10.11～H18.10.10 (1期)	
林興平	H17.7.8～H21.7.7 (1期)	
清原茂治	H18.10.11～H22.10.10 (1期)	
猪野郁子	H21.7.8～H25.7.7 (2期) H25.7.8～現在	
永田伸二	H22.10.11～H26.10.10 (1期)	
本間恵美子	H26.10.11～現在	

2 委員会の構成

(平成29. 5. 1現在)

職	氏 名	任 期	備 考
委 員 長	中 村 寿 夫	平 27. 7. 26 平 31. 7. 25	弁護士
委 員 (委員長職務代理者)	猪 野 郁 子	平 25. 7. 8 平 29. 7. 7	島根大学名誉教授
委 員	本 間 恵美子	平 26. 10. 11 平 30. 10. 10	(元)公益財団法人 しまね文化振興財団 八雲立つ風土記の丘所長

3 事務局職員名簿

(平成29. 4. 1現在)

職 名	氏 名	現所属発令年月日
事 務 局 長	松 本 修 吉	平 27. 12. 21
企 画 課 長	舟 木 秀 夫	平 29. 4. 1
任用グループリーダー	稻 場 康 志	平 27. 4. 1
企 画 員	土 江 素 子	平 28. 4. 1
企 画 員	曾 田 紀 子	平 28. 4. 1
主 任	森 廣 泰 章	平 29. 4. 1
給 与 グループリーダー	新 宮 幸 晴	平 29. 4. 1
主 幹	清 水 万 由 美	平 29. 4. 1
企 画 員	森 吉 秀 子	平 27. 4. 1
主 任	森 脇 美 穂	平 28. 4. 1

平成28年度人事委員会年次報告書

発行日 平成29年7月

編集・発行 島根県人事委員会事務局
松江市殿町1番地

